

平成27年第7回当別町議会定例会 第1日

平成27年12月8日（火曜日） 午前10時00分開会

議 事 日 程 （第1号）

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議員提案第1号 TPP交渉の大筋合意に関する意見書
 - 第 5 請願・陳情審査付託の件
 - 第 6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
12番	市川正君	13番	高谷茂君
14番	島田裕司君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

5番 秋場信一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君

教 育 長 本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、平成27年第7回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成27年12月8日から12月15日までの8日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、12月8日から12月15日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案の提案理由を申し上げます。

議員提案第1号 TPP交渉の大筋合意に関する意見書。

TPP交渉の大筋合意に関する意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成27年12月8日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく当別町議会議員、高谷茂、同じく当別町議会議員、石川和栄、同じく当別町議会議員、稲村勝俊、同じく当別町議会議員、古谷陽一、同じく当別町議会議員、鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

TPP交渉は、10月5日に米国アトランタの閣僚会合において、大筋合意に至った。農林水産物は、全体の8割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要5品目についても3割が関税撤廃となるなど、我が国においてかつてない農畜産物市場の開放がなされる結果となった。

TPP交渉は、守秘義務を楯に情報の開示や国民的議論が一切なされぬまま、国会決議との整合性が厳しく問われる内容で決着したことに対し、我々は大きな不安と政府に対する強い不信、憤りを抱いている。

また、食の安全、安心や医療制度、ISDS（投資家・国家間の紛争解決）条項などの懸念事項に関しても、疑念は完全に解消されていない。

よって、農業を中心とする本町経済と町民の暮らしがTPPによって脅かされることのないよう要望する。

記、TPP交渉の大筋合意に関する意見書（案）。

意見書案につきましては、次ページに掲載してございますので、ご高覧をいただきたいと思っております。よろしくご審議の上、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第5、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情については産業厚生常任委員会に、文書番号2番、町立図書館基本計画策定の早期着手等を求める陳情書、文書番号3番、安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書については、それぞれ総務文教常任委員会に審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（後藤正洋君） 日程第6、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件については、平成27年12月22日をもって任期満了となる通知文が議長宛てに送付されております。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長指名で行うことに決定をいたしました。

それでは、選挙管理委員に、並川晃治君、高橋雄三君、木屋路喜代史君、千田良子君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長指名いたしました方を選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました並川晃治君、高橋雄三君、木屋路喜代史君、千田良子君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、泉吉満君、第2順位、明石実君、第3順位、大越茂樹君、第4順位、神田設君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました第1順位、泉吉満君、第2順位、明石実君、第3順位、大越茂樹君、第4順位、神田設君が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あす、明後日は休会といたします。

12月11日は午前10時から会議を開き一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午前10時10分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第7回当別町議会定例会 第2日

平成27年12月11日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 請願・陳情審査付託の件

第 3 議案第1号 教育委員会委員の任命について

第 4 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
12番	市川正君	13番	高谷茂君
14番	島田裕司君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

5番 秋場信一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
プロジェクト推進参事	三上晶君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課長	武井英子君
住民課参事	垂木裕君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君

建設課参事	中 渡 憲 彦 君
上下水道課長	岩 城 正 志 君
教育部長	野 村 雅 史 君
管理課長	山 崎 一 君
代表監査委員	米 口 稔 君
教育委員長	白 井 応 隆 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事務局長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第2、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号4番、当別町立図書館の早期設置を求める要望署名については、総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員寺田郷子氏は、平成27年12月14日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第4、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、山崎君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきまして、通告書に基づき、きょうは最初にTPPの対応について、最後、道の駅の現状についてという6点のテーマについて質問させていただきます。

TPP、環太平洋経済連携協定の対応についてでございます。10月5日、日米など12カ国は大筋合意し、今後は各国議会の承認を経て発動されます。その内容は、31分野で協定し、工業品の関税は99.9%撤廃され、アジア、太平洋地域の人、物の移動が活発となり、経済成長を促進し、高賃金の雇用を維持して生活水準を高める世界最大の自由貿易権が誕生いたしました。大筋合意の内容によりますと、重要5品目は牛、豚肉の関税が大幅に削減されるほか、米は米国、オーストラリア向けに無関税の特別輸入枠が新たに設定されます。これは、義務量ではなく、輸入商社と米卸がペアを組み申し込む売買同時入札方式でありまして、輸出品と競合する業務用米は供給過剰になり、値下がりする可能性があります。まず、私たち消費者の生活に広く恩恵が及びそうです。米国产の牛肉や米が今より安く手に入り、オーストラリア、チリ産のワインがより手軽に、バター、チーズも安くなり

ます。輸入小麦も安くなり、パン、ピザ、うどん、パスタが安くなる効果もあります。家計には追い風となります。反面、貿易の自由化は大切、重要だと思いますが、基幹産業である農業への悪影響が予想され、輸入品に押されて国産品の売れ行きが落ち、経営が成り立たなくなるのではないかという不安の声が上がってきております。農産品の関税引き下げは、数年かけて実施するので、すぐに影響は出ないと思いますが、構造改革推進の中で今後付加価値の高い農産物をふやし、他国でつくりえない作物を開発する。同時に今まで関税で守られた米や畜産物はコストダウンを目指すべきで、高品質化と費用削減が重要と思います。

さて、当別町議会ではこのTPPの反対決議がされております。政府の総合的なTPP関連政策大綱が決定し、先日発表されております。この当別町の基幹産業である農業にどのように影響が出るのか。正確な影響予測、分析が重要であり、そうした検討に基づく明確な対策を示さなければ、今後の農業の方向が定められないと思います。また、スタートした農業10年ビジョンの中で関係団体と一体となり、いかに影響を最小限にするか。影響度合いにより農業生産だけにとどまらず、地域経済、地域社会の崩壊につながりかねません。

ここで当別農業の実態と課題に少し触れます。先日JAから入手しました今年度、27年1月末現在の資料によりますと、JAの正組合員数は749戸、販売農家数は481戸とされています。販売農家割合は64.2%、農業就業人口は1,059名だそうです。その中で後継者は85名、販売農家481戸数の経営者の480のうち60歳以上が253戸の53%以上という高齢化になっております。要は、販売農家数がここへきて激減している、就業人口も減っています。それから、後継者数も予想以上に少ない。それと、高齢化が非常に進んでいるという現状です。ちなみに、水稻作付面積を調べてみましたが、平成17年、当別町には1,831ヘクタールございました。10年後の昨年、26年は1,678ヘクタールで8.4%減少しております。転作作付面積を見ますと、小麦が2,773ヘクタールから3,049ヘクタールと11%ふえております。大豆は、同様426から412と3.2%減少。小豆、アズキですね、489から133と72.8%この当別町は減少しております。増加しておりますのは、野菜、平成17年度は129ヘクタールが26年が195ヘクタールで51%作付面積がふえております。花は、71ヘクタールから99と39.4%増加しております。この野菜の作付面積の品種別に述べますと、平成22年が野菜の作付面積はピークで249ヘクタールありました。昨年26年は195ヘクタールと若干減ってきております。その品種別の内訳を調べてみましたが、ニンジン、アスパラ、コーン、トウモロコシは横ばいでございます。カボチャが88から75と14.7%減少、ジャガイモは28から23ヘクタールと17.3%減少しています。さらに、キャベツ13ヘクタールから昨年は3ヘクタールと76.9%減少しております。唯一ふえておりますのは、ブロッコリーが13から20ヘクタールと53.8%増加になっております。このような現状課題の中で今後の道の駅の直売等、今から計画的な作付が求められます。

ここで私は、皆さんに1つ提案がございます。国内の米の1人当たりの消費量というの

は、40年前、1人120キロでした。現在は、半分以下の50キロです。米1俵60キロを炊きますと、茶わん1,000杯分になります。スーパーで米10キロ、大体4,000円ぐらいで今購入して、60キロで2万4,000円ですから、1杯24円です。3食、毎回2杯ずつ食べて合計6杯、合計で144円。あんパン1個140円前後ですので、ほぼ同様でございます。ここでおいしい地元当別米ななつぼし、ゆめぴりか、きらら397の購入の促進、農業者の安心、安全な農産物の供給力の強化を進め、町全体として農業を応援する地産地消、地元でとれたものは地元で食べるという取り組みを皆さんとともに取り進めましょう。今後行政として基幹産業の農業をいかに守っていくのか。今後の対応について町長の具体的な見解をお伺いします。

次に、冬の防災と危機管理についてでございます。先日初雪のあった10月25日曜日、西コミセンで太美地区13町内会合同で地域防災力強化研修が行われました。今回の研修テーマは雪害について、この1本に絞り、暴風雪対策、除雪事故、冬の事故対策、除排雪について、行政、消防署、警察署から細かく体験を交え説明があり、時期的に大変よかったですと私は評価いたしております。住民の防災意識の向上のためには、自分や家族の身は自分たちで守るという自助と、近隣住民や地域の人たちがお互いに協力し合う共助、行政機関や公的機関による対応という公助が大切で、この3つが一体となって防災、減災の地域防災力を高めます。暴風雪に関する防災意識として天候不良時の外出の頻度を減らすとか、危ないときは外出しないという意識を持つのがポイントでございます。自治体の役割についてですが、災害法制上住民の生命、身体、財産を災害から保護する責任がございます。町民に最も身近な行政主体であり、地域の実績を把握していることからの位置づけでございます。

次に、防災教育と自治体の防災対策ですが、私は防災教育は必要、重要と思っております。学校では、防災関係機関、専門家の支援を活用しながら防災教育を具体的にどのように進めておるのでしょうか。あわせて教員にも教育を強化しているのでしょうか。また、行政職員の防災力を高める仕組みづくりが大切で、共助については住民に意識を持ってもらい、地域に防災リーダーを養成することも必要です。

さて、冬将軍が到来です。町民が一番関心を持っている冬期間の除排雪作業は、消防車や救急車の緊急車両、ごみ収集車、物流の確保など日常生活に欠かすことのできない重要作業でございます。通勤、通学時の敏速かつ効率的な作業をしっかりと実施されていると思います。また、車社会や少子高齢化などによりきめ細かい除排雪が求められております。さらに、町外に転出する理由に雪の除排雪も大きな要因になっております。行政も委託業者との綿密な情報交換、特に危険箇所、問題の多い箇所、住民にも理解と協力、例えば路上駐車をしないと支障のあるものを移動するとか、そういった協力を求める情報発信も必要だと思います。さらに、町内の例年事故が多発する危険な箇所の安全対策が十分になされているのか。また地域差がなく、幹線道路と生活道路が十分に除排雪されているか。除排雪に関して苦情を前年より減少させ、さらに町民の負担を軽減して、この冬の除排雪が

住民の生活を守るためにどのように行政として取り組んでいくのか、町長の見解をお伺いします。また、児童生徒、さらに教員に対する防災教育をいかに教育し、浸透させているのか、教育長の見解をお伺いします。

次に、マイナンバー制度の対応についてです。前回私は、第5回定例会において行政が行うべき安全管理措置について質問いたしました。この制度は、10月5日に施行され、まずはマイナンバーの通知が開始、住民基本台帳に記録された町内7,658世帯に通知カードが簡易書留で送付されました。しかしながら、いろいろな理由で不着世帯が予想以上に多い574通、7.5%あったと報道されております。届かないカードは行政に戻され、今後3カ月間保管されますが、その後の受け取りを促す手段はどのようにしておるのでしょうか。現在また754通のうちどの程度受け取られているのでしょうか。さらに、個人番号カードの申請は現在何通になっておりました。また、最近具体的な問題発生はありませんか。今後外部からのサイバー攻撃、ウイルス感染がないように万全のセキュリティ対策を強化することが重要です。町長に最新のマイナンバー制度の状況報告をお願いいたします。

次に、弁華別小学校、中学校の施設の利活用についてでございます。弁華別は、明治16年、1883年、今から132年前に福岡県から50戸、146人が移住、開拓が始まりました。弁華別小学校は、明治25年、当別尋常小学校の弁華別分教所として開校、児童数の増加と校舎の老朽化に対応するため、昭和12年、現校舎が新築されました。赤い屋根が特徴の開校124年の小学校、隣の開校69年の中学校が同時に来年3月末に閉校し、歴史に幕がおります。大変残念でございます。小学校は、築78年、2階建ての現役木造校舎として道内最古でございます。テレビコマーシャルにも登場、児童の声が響く歴史的建造物であります。教育委員会は、今後の小学校、中学校の利活用について一般公募されました。昨日の総務文教常任委員会におきまして、利活用者の決定について私ども議員に説明がございました。再度利活用者とその活用内容の概要について説明をお願いしたいと思います。その他町内に廃校した校舎について、交流人口をふやすため、音楽や体育の合宿に利用するとか、あるいは校舎全体を一般に売却するかを検討する必要があるのではないのでしょうか、教育長の見解をお伺いします。

次に、姉妹都市レクサンド市提携30周年に向けての質問です。平成29年9月完成予定の道の駅で多くのレクサンド市民の来町を受け、30周年の式典が予定されております。同時に、次の3カ所の整備も必要でございます。まず、レクサンド記念公園、平成19年、レクサンド市との20周年を記念して完成しました。広大な石狩平野が一望でき、公園内にはレクサンド市から寄贈された大きなダーラナホースが設置されております。すばらしい景色であると最近報道され、多くの方が来町されております。その中で特に女性からトイレがないとの不満があり、せめて夏期間だけでも簡易トイレの設置をしてほしいという声が上がっております。トイレの設置とステージの補修が必要でございます。2つ目にあいあい公園、今回来町者にはパークゴルフの国際試合も予定されており、芝生等を整備する必要があります。3つ目にスウェーデン通り、太美駅からヒルズまでの道路、歩道の補修と

街灯の点検が必要です。これから3カ所を今から整備して、多くのお客様を気持ちよく迎えたいものです。また、この3カ所以外でも各町内会と一体となって花壇の整備、草刈りや美観に影響するものがないか、チェックする必要があるとございます。町長の見解をお伺いします。

最後に、道の駅の現状についての質問でございます。町に人を呼び込む道の駅の開設には、町民は大いに期待しております。しかしながら、先日の議会報告会におきましては、余り新しい情報がないと心配されている町民もおりました。私たち議員には、12月8日、議員協議会で最新の状況の説明をいただきました。平成29年9月開業予定まであと1年8カ月余りです。住民に対し既に説明されている基本設計から実施設計の検討の中で変更のある点、新たに決定した点、次にその他の進捗状況として本体はいつ着工、で上がる完成予定か。また、テナント事業者及び地域特産品の募集、選考、内定について。3つ目に直売組織の設立と供給体制の確立、これらについて町長から最新の状況を説明願います。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、TPPの対応についてであります。今般のTPPの大筋合意は、おっしゃるとおりこれまででない市場開放でありまして、確実な対応策を講じなければ、農業を基幹産業とします当別町の経済に多大な影響を及ぼすことは必至であります。当別町においては、こうした農業情勢の変化を見据えて、当別町農業10年ビジョンを策定し、もうかる産地への改革に着手してきたところでございますが、今般のTPP合意を受けて11月2日に急遽町内の農業関係機関のトップによるサミット会議、当別町農業10年ビジョン推進委員会を開催いたしまして、10年ビジョンに掲げた目標を10年先ではなく前倒しで実現し、この難局を乗り越える、そういった決意を確認したところであります。しかしながら、農政に関しては一自治体で解決できない課題も多いので、農業者の皆さんが安心して営農に取り組めるように国に対して的確な政策の実施を求めていかなければなりません。山崎議員のご提案の中に含まれていますが、その上で当別町の農業の強みを生かして、おっしゃるように米や麦などの土地利用型作物の低コスト化あるいは省力化を進めるとともに、野菜や花卉など収益性の高い作物の需要に応じた生産の拡大、これを進めながら、道外の実需や加工業等の大口の固定客の獲得、あるいは将来的な企業誘致も見据えた信頼関係の構築など攻めの農業の展開が重要であり、そういった需要に対応し得る生産体制の確立が急務であると考えております。また、議員からもご提案がありましたけれども、地産地消も大変重要でございます。今年度は短期的な、短期間の試験的な取り組みではありましたが、農協と連携をとって9月末からラルズストアの店内で当別産農産物や加工品の販売をして、地産地消に取り組んできております。道の駅の開設に向けて、これをさらに拡大をしていきたいというふうに考えております。

次に、除排雪にかかわる危険な箇所の安全対策についてのご質問でありますけれども、今年度は7月より防災情報メールの運用を開始しまして、気象情報や避難情報などの情報発信の強化を図っております。また、事故予防対策として今月全戸に配布いたしました当別町の雪対策についてという、この中に防雪柵を設置している道路や吹雪のときにおける避難場所の情報周知を行ってきております。そのほか、暴風雪や雪山による視界不良対策としてスタック車両が多く発生している路線の防雪柵の新規設置、あるいは交差点強化といたしますか、交差点の雪の高さを落とす、そういった課題改善にも努めてきております。また、地域差なく幹線道路と生活道路の除排雪、これを行っているかというご質問でございますけれども、作業におきましては2年前に改善を行い、幹線道路と生活道路の除排雪の違いはなくなりました。また、地域差という点では、道路の路面状態や周辺の状況により、全ての地域を全く同じ状態に維持するということは非常に困難であるということは実態問題としてあるということは申し添えさせていただきます。今年度の取り組みはどうかというご質問ですけれども、先ほどの、今ご説明してきたこととちょっと重複しますけれども、まずハードとソフト両面による予防対策を行う。そして、昨年度効果がありました雪を多くためないで早く排雪を行っていく。それから、樺戸雪堆積場と下川雪堆積場の拡充、さらには除排雪車両の更新、こういったことを実施して、引き続き町民の負担軽減と作業効率を高めてまいります。いずれにしましても、受託業者や雪対協とさらに連携を深めまして、また現地パトロールの強化も行い、地域の声に応えるように、そしてご指摘がありました町民が町外へ転出する理由にならないよう取り組んでまいり所存であります。

次に、マイナンバー制度についてのご質問ですけれども、当別町分のマイナンバー通知カードの簡易書留による配達は11月11日に終了して、配達時に不在などにより郵便局で7日間の保管期間を経過後、町に返送されたのはご指摘のとおり574件となっております。返送分につきましては、順次その通知カードに記載の宛先に文書を郵送し、通知カードの受領を呼びかけまして、12月3日時点で574件のうち156件の方々に役場窓口で交付しております。今後も広報や再度の文書送付、こういったことで通知カードの受領を呼びかけるとともに、諸事情により役場に来られない方には通知カードを再度簡易書留で郵送するといったこと等、確実に交付できるように取り進めてまいります。個人番号の申請状況については、12月3日時点で483名の申請となっております。まだ非常に少ないです。次に、問題の発生についてのご質問ですけれども、報道等で取り上げられている郵送における誤配といったような事案は、当別では全く確認されておりません。それから、このセキュリティー対策についてですけれども、これは9月の議会でも答弁いたしましたとおり、住民記録など個人情報はインターネット回線から分離させるというようなこと、要は安全対策は万全を期しています。ただ、万全を期していても、やはり引き続きレベルアップを図っていく必要があると考えております。これは、国でも自治体の情報インフラ整備の一環として強靱性の向上ということを全国の自治体に求めてきております。マイナンバーの本格稼働に際しましては、我々だけではなく、やはり国と道と歩調を合わせた最善のセキュリ

ティー対策を講じてまいるつもりであります。

弁華別のほうは、後で教育長のほうからお話ししますが、姉妹都市のレクサンド市との提携30周年に向けての道路と公園の整備についてのご質問ですけれども、まずレクサンド記念公園とあいあい公園の施設整備と補修、公園の補修と整備についてですけれども、議員ご発議のとおり両公園とも非常に利用者が多い公園でありますので、ステージだとか、あるいは芝生などの補修については安全性あるいは快適性を保持するように努めてまいります。それから、レクサンド記念公園のトイレの設置についてですけれども、固定式にしても簡易式にしても、費用対効果を考えますと、なかなか現状で設置することは難しい状況にあります。簡易式トイレの場合は景観上の問題もあります。そこで、公園の北側に、実はウエスト地区のほうに、ウエスト地区4丁目というのですか、そこにルンド公園というのがありまして、そのトイレというのが設置されています。その利用ができないかなということで、できれば対応していきたいというふうに考えております。次に、スウェーデン大通りの路面補修、それから道路の照明灯の点検、これについてでありますけれども、道路の路面補修については危険箇所を優先的に補修を行っていく、これはもう当然のことですけれども、そういうつもりであります。また、道路照明灯については、既にご承知かと思っておりますけれども、今年度道路ストック総点検を実施いたしました。この点検結果に基づいて、国の補助金を利用してLED化とあわせて計画的に実施してまいります。いずれにしても、平成29年のレクサンド市との提携30周年に向けてできる限り整理をしていきたいと、努力をしてまいるつもりであります。

次に、道の駅の現状についてのご質問であります。基本設計と実施設計の変更点についてのご質問、これにつきましては議員協議会でご説明を申し上げたところでありますけれども、きょう傍聴の方もおられますので、ポイントだけをご説明を申し上げます。まず、建物の概観上の変更として、より北欧風のイメージを持たせるということで、道の駅本体の屋根形状をフラットから三角へと形状の変更をいたしました。また、トイレから人の動線が重要と、要は人の動きですね。トイレがどうも中心になるという専門家の意見もありまして、直売所をトイレの近くに少し移動させました。また、各施設間の移動が非常に、要は人の動きがスムーズになるように内側にも通路を設けたということでもあります。それから、新たに追加した点は、道の駅本体として地域特産品コーナー専用の厨房の設備を導入すること、それからキッズコーナー、授乳室の設置、それから直売所には宅配などを行うサービスカウンターの設置、それから雪室を活用した葉物野菜などの販売コーナーの設置、こういったものを追加いたしました。工事のスケジュールについてですけれども、来年3月より載荷盛り土に着手しまして、6月以降順次建物などの工事を行い、その翌年となる29年4月以降開業作業を進め、29年9月のオープンを計画しておりまして、変更はありません。それから、テナント事業者あるいは地域特産品の募集、選考、内定、こういったものについてのご質問ですけれども、募集方法の検討につきましては、このたびの実施設設計が完了いたしましたので、テナント等の面積がこれで一応確定をいたしましたから、

募集に向けた作業をこれから本格的に進めてまいります。あと直売組織の設立、それから供給体制の確立ですか、こういったことについてですけれども、現状でまだ決まっていません。これは、経営主体との兼ね合いもありますけれども、経営主体のまず検討と並行して組織の設立、それから農産物の供給体制の確立に向けて、これから関係団体と協議を進めていく、こういう段階にあります。

以上、私からの山崎議員への一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えします。

最初に、児童生徒、さらに教員に対する防災教育についてのご質問であります。学校における防災教育は学校保健安全法により取り進められております。各学校においては、この学校保健安全法の趣旨を踏まえて、学年別の安全指導事項、防災の観点も取り入れた施設及び設備の安全点検、児童生徒等の通学を含めた日常生活における安全指導、教職員の研修、それらを内容とする学校安全計画を立て防災教育を実施することが義務づけられております。その学校安全計画をもとに一例を挙げれば、地震や火災を想定した年2回の避難訓練、暴風雪に備えた集団下校訓練、町防災部局である総務課と連携した体育館を利用した避難所宿泊体験学習を実施するなど、児童生徒や教職員の防災に関する知識、意識を高めているところであります。教職員については、このほか救急救命士講習の受講、消防署職員指導のもとでの消火訓練にも取り組んでいるところであります。今後も防災教育を教育課程に位置づけて、教科や行事など学校教育全体を通じて行っていきたいというふうに考えております。

次に、弁華別小学校、中学校の利活用についての一般公募の結果についてのご質問であります。山崎議員ご指摘のとおり、12月10日に開催されました総務文教常任委員会におきまして、利活用者として社会福祉法人ゆうゆうを選定した旨報告し、ホームページにおいて公表しております。また、社会福祉法人ゆうゆうからは障害者総合支援法に基づく生活介護事業を主とした多機能型拠点整備の提案があり、具体的内容としては障がい者等の芸術、文化創造拠点、障がい者や生活困窮者、高齢者の就労支援と農業振興拠点、地域高齢者の交流に伴う高齢者サロン、視察者や研修者などの宿泊研修拠点が示されております。

次に、廃校した校舎についてのご質問であります。現在本町では廃校となった校舎の多くが法人、団体において利用されており、売却したケースも含めて有効活用されております。今後も施設の有効活用や売却など、町部局と協議してまいりたいと考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。残り時間は9分31秒です。

○4番（山崎公司君） TPPと2番目の冬の防災・危機管理については提案、それと3つ目のマイナンバーは質問、それと道の駅についても再質問させていただきます。

まず、TPPの対応について、十分町長からもお話をお伺いしました。1つ、これは私

の提案ですが、総合戦略の中で農業産出額、K P I の現在の78億から2019年90億円と提出されており、いかに収益を確保することが課題でございます。1つ参考事例としてお話しいたしますと、この10年、岩見沢市の北村では春先に渴いた種もみを直接まく完全直播の手法で従来のハウスで育てた苗を田植えする移植栽培と比べて大幅に省略できているという話を聞いております。10アール当たりの年間労働時間は8.6時間と、移植栽培の40%ほど減る。それと、数百万もする田植え機を買いかえる必要もなく、育苗や田植えの手間から解放され、時間が浮いた部分を高収益の野菜または小麦の追肥や防除などの管理が行き届き、収量も平均より30%アップしたという話を私聞きました。田んぼで直播米と数種類の畑作物を順に作付する農家がふえてきていると聞いております。このような田んぼで輪作収益確保の成功例を参考に、今以上に収益が上がる強い農業になることを期待しております。一部当別町においても農家でこういうことをやっているということも小耳にしておりますが、今後多くの人たちあるいは後継者、新規参入者、就業者、観光客を引きつける成長産業を目指してやっていただきたいと思っております。そのためには、土地利用型の作物の低コスト化、省力化、高収益作物である野菜、花の生産拡大、多様な人材の活性、育成による生産体制の強化を図るとともに、販売拡大を強力に進めていただきたいと思っております。改めて当別の農業に期待いたします。

2つ目に、冬の防災・危機管理について教育長のほうからお話をいただきました。先日10月に私は、北海道地域防災マスター認定研修会というのを時間を見出して参加してきました。防災マスターとしてまちづくりを幾らか習得したわけなのですが、その中で児童生徒を対象とした実践事例というのが発表されております。それを参考までに提言しておきます。1つ目、子どもたちが生きる力や命の大切さを育むことは極めて重要であり、将来の防災リーダーづくりに不可欠である。2つ目、小学生低学年、高学年、それから中学生、高校生のそれぞれがその成長過程に合わせて災害の知識を習得するとともに、地域における自分の役割を学び、平常時、災害時のその役割を実践するということが非常に大切であると。3つ目に、学校での授業や地域と連携した合同避難訓練など、大人と子どもがそれぞれ役割を果たしながら進める取り組みが広がっているという形の報告を聞いております。それと、もう一つ、4つ目に子どもや教員向けのテキストやツールの研究、開発も積極的にいろんなところで行われているということをご提案申し上げます。

それから、3つ目のマイナンバーの件ですが、先ほどの町長の報告にいけますと、年内に全住民に渡し終えるのは私は難しいのではないかと思います。1月からの運用開始に問題ないのかという質問でございます。

それから、最後の道の駅の現状についてでございますが、質問させていただきます。基本設計から実施設計に向けて、先ほど詳細に新たな点お話しいただきましたが、例えばシャワールーム、これは大体ほかのところ、私114全部回った中でチェックしていると、大体8割方シャワールームがついております。5分で100円から200円、それから会議室、これはミーティングルームの設置、それからA E D の設置、携帯、スマートフォンの充電、

これは大体30分で200円から300円で料金をいただいております。それと、自動車の電気か水素の充電設備、これがどのように検討されているか。2つ目に、姉妹都市、宇和島、大崎市の野菜、果物、あるいは隣、石狩市の魚等の供給体制の確立がどのように進んでいるか。3つ目に、道の駅内でクレジットカードあるいは電子マネーの使用、電子マネーは114のうち丸瀬布1カ所だけでした。この電子マネー、要はお客様の意向にいかにか呼び込むか、いかに利用度をアップするかという考え方で、これが使用可能かどうか。それから4つ目に、先日議員には説明いただいておりますが、3月以降、来年以降にPR事業の具体的な内容、どのようにお考えになっているのか。

以上、この4点を再質問させていただきます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの山崎君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 農業の件はご提案ということでよろしいですね。

マイナンバーなのですけれども、報道でもいろいろとされていますけれども、通知カードが届いていなくてもすぐに不都合が生じるということはありません。それから、個人番号カードの取得、これは任意となっておりますので。まずは、確実にマイナンバーを通知する、そして広報等を通じてマイナンバー制度や将来的な個人番号カードの利便性などの周知徹底するというのを我々は着々とやっていくということで、今カードが届かなかったのが、個人が非常に困るとかということにはなりませんので、その辺はそういう対応でいいのかなというふうに考えております。

それから、道の駅に関して、今シャワールーム、会議室、AED、それから携帯、自動車の充電設備ですか、こういったご質問についてですけれども、まず会議室と自動車の充電設備、これはもう実施設計に盛り込んでおります。それからあとAEDの設置ですか、それから携帯の充電設備、それからあとクレジットカード、3番目にお話しになりましたけれども、このクレジットカード、これも導入を計画しております。ただ、ほかでは8割とおっしゃいましたシャワールーム、それから電子マネー、これは計画を今のところしておりません。ただ、これに限らず、道の駅の機能としてこれからまた整備が必要なものが出てくるということが想定されますので、開業後の状況を見きわめながら、歩きながら、判断しながらやっていくということかなというふうに考えております。

それから、姉妹都市との供給体制の確立といいますか、おっしゃるとおり、まず第一はもちろん当別の商品なのですけれども、やはり客を呼ぶためには姉妹都市であります大崎市、宇和島市、こういったところの特産品は非常に魅力的な商品が数多くありますので、積極的にアプローチをして商品の充実に向けていきたいと。あとPR事業ですけれども、これは11月の臨時議会で議会のご承認をいただいたということと理解しておりますけれども、とにかく道の駅により多くの人を呼び込むために開業までの期間を利用して道の駅の認知度あるいは期待度を高める、こういったことにPR事業を展開していくこととなります。具体的には、道の駅を紹介しますノベルティグッズ、それからPR動画の作成、こ

ういったものを作って、もちろん雑誌等への記事の掲載も計画しております。こういったことの取り組みを通じて、多くの方に周知徹底できるような、そしてお越しいただけるようにこれから努力をしてまいります。

以上で山崎議員からご質問として伺ったことはカバーされましたでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 回答ありがとうございます。

道の駅についてですが、外部の建物の概要、一部内部の概要が明らかになりました。住民も非常に期待をいたしていると思います。

次に、いかに人を呼び込むかということが重要で、地元、近隣、道の駅ファンを喜ばせるための内部の充実というのが次の大きなテーマになっていくと思います。レストラン、テイクアウト、プロショップ、地元特産品のものについて、これからいろいろと協議されると思いますが、予想入場者は45万と予定されていますが、私はもっと呼べると。中身次第によっては、本当多く呼べると確信しております。

それと、一般的には大体入場者が使うのはワンコイン、500円ぐらいだと言われていますが、その内容によっては1,000円近いものを皆さんに売っていただくこと、私は可能と見ています。1,000円やることによって、収支はかなり私はプラスになるのではなかろうかと。また、それを目標に中身充実、もちろん私も提案しますが、皆さんとともにやっぱり活気ある道の駅の開場に向けて一体となって頑張っていきたいなと思うし、また頑張りたいでしょう。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、鈴木君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、生活保護費の基準を改定前に戻すよう国に求めることについて伺います。安倍内閣による大規模な生活保護費の削減が続いています。11月からは、暖房で光熱費などがふえることに対応するために支給される冬期加算が減額されました。冬期加算の減額が当別町においてはどのようにあらわれているのかを伺います。生活保護費では、既に生活扶助、住宅扶助の削減が強行され、生活保護利用世帯にとっては大打撃となっています。その上、本格的な寒さの到来を前に冬期加算までカットすることは生活保護世帯に追い打ちをかける冷たい仕打ちです。生活困窮者の暮らしと健康を脅かす削減は中止すべきです。国に対して、北海道の気候的特殊性を伝え、改善を求めるべきと考えるが、町長の考えを伺います。冬期加算を1.3倍にふやす特別基準という制度があります。この制度について、生活保護利用者に広く知ってもらうためにどのような内容か伺います。また、この制度を知らせ、積極的な申請を呼びかけるべきと考えるが、町長の考えを伺います。これまでの

ところ、本町の気象は気温が高目で、雪も少ない状況で推移しています。しかし、これからどうなるかはわかりません。また、低所得者や生活困窮者が多く暮らす町営団地の整備状況は決して良好とは言えません。当面町として対応する施策を考えているかどうかを伺います。

次に、水道料金の値下げについて伺います。平成23年3月の東日本大震災は、それまでのライフスタイルを大きく変えるきっかけとなりました。我が家でも節電はもとより、節水、節約へと変えていったように思います。ところが、平成25年度より水道水の供給を石狩西部広域水道企業団より受けるようになると、節水をしても節水前の料金を超えてしまう事態となりました。水道水の供給を石狩西部広域水道企業団より受けるようになり、水道料金はそれまでとどのように変わったか、また今後どのようになるのかを伺います。水を多く使う事業所や家事で多くの水を使う子どものいる家庭は、水道料金の値上げが家計を圧迫し、大変です。地方創生総合戦略における少子化対策上も水道料金の値下げは重要な施策と考えられるのではないのでしょうか。今年度から開始される企業団の経営計画の見直しに当たり、水道料金の値下げを期待する町民に代えて、構成自治体として供給単価の引き下げを求めるべきと考えるが、町長の考えを伺います。

3つ目に、鳥獣被害対策について伺います。私は、9月の定例会でこの問題について質問いたしました。その後も地域の方々から鹿やアライグマによる被害は年々ふえている、どうにかならないか。また、どうかしてほしいという相談を受けました。この間、私は石狩振興局、道の農政部に対して、この問題の要請をしまりました。そのやりとりの中で鳥獣被害額が減少しているという実態に対して、当別町の実態、実感について伝えたところ、道東、道北方面での囲い込みが成果を上げている反面、それらの鹿が道央、道南方面に移っているかもしれないという回答でした。アライグマの広がりについても、ほぼ全道に広がってきているということでした。振興局においても、道の農政部においても、国の鳥獣被害防止対策事業を利用することを勧められました。鳥獣被害防止総合対策事業について広く町民に知ってもらうために、この事業がどのような内容か伺います。道東、道北中心に多くの自治体がこの事業を既に活用しています。また、知事においては、この事業の継続、拡充を国に求めています。当別町においても、この事業を積極的に活用すべきと考えるが、町長の考えを伺います。

4つ目に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。今回道の駅用地買収期間について、平成27年12月より平成28年3月と具体的に示されました。補正予算も計上されました。また、載荷盛り土工事期間、平成28年3月より平成29年3月と建築工事期間、平成28年6月より平成29年3月も示されました。開業準備期間は平成29年4月より平成29年8月、そして供用開始予定は平成29年9月となっています。供用開始予定が1年おくれた理由は、軟弱地盤でした。軟弱地盤改善のために要する期間、つまり土地購入時期、載荷盛り土工事期間、建築工事期間、道の駅供用開始まで、この一連の流れで本当に軟弱地盤が改善され、後々不都合が生じないのかとの心配がされます。大丈夫なのかどうか、そ

の点について伺います。

思い起こせば1990年代、日本的経営の見直しが叫ばれ、それまでの終身雇用や年功序列といった給与体系も見直されました。あれから20年、非正規雇用が4割を超えたと報道されています。年収200万円以下のワーキングプアという言葉もはやりました。今親元を離れられない、結婚できない若者がふえています。高い家賃と低賃金が原因だと言われていきます。当別町は、200万都市札幌市と石狩川を挟んで隣町ということが利点だとよく言われます。その利点に札幌大橋の4車線化、国道337号線当別バイパスの完成も加わりました。しかし、それだけでは人を呼び込むことはできません。私は、安い家賃で快適な住宅を提供して、定住促進を図ることも若者が置かれている現状を見たとき求められているのではないかと考えるものです。そこで、定住促進を加速する上でも総合戦略と町営住宅長寿命化計画との整合性を積極的に図るべきと考えるが、町長の考えを伺います。

町営住宅長寿命化計画の活用計画プログラムでは、末広団地において平成32年に18戸、平成34年に19戸、新規建設となっています。さらに、解体は平成32年に36戸、平成34年に38戸となっています。また、現地建てかえ、移転建てかえについては、検討するとなっています。末広団地の建てかえ計画の進捗状況を伺います。活用計画プログラムに基づいて、取り組みが進んでいると思います。その際、留意する点として今住んでいる方々の気持ちを尊重した取り組みが何より大切です。建てかえを望む人、今のところで住み続けたい人、住まわれている方々の思い、考えの背景にはそれぞれの事情もあることでしょう。それぞれの事情を丁寧に押さえて取り組みが進んでいるでしょうか。親身になって相談に乗れているでしょうか。移転しなければならない方々の新しい移転先は確保されているでしょうか、それらのことを伺います。

最後に、教育費の増額について伺います。学力の土台となる体づくりについて、突っ込んで議論してみたいと思います。これまでも地場産食材の活用や地場産の特産品や規格外の再活用については、先輩議員の質問で明らかになっております。米、豚肉、ニンジンなどの当別産食材を使った夏野菜のカレー、当別産小麦ゆめちからを使用したラーメンなどを提供していること。規格外の活用については、JA北いしかりのニンジンを使用していること。そして、教育委員会からは今後も地場産食材の活用を進めていく方針が示されています。給食における地元食材の利用をさらに進めるべきと考えるが、教育長の考えを伺います。

私の子どもころは、おやつで甘いものを食べても、食事をとっても歯磨きをするという習慣はありませんでした。歯磨きをしても、起床してすぐの洗顔の際1回きりでした。そのせいで、随分虫歯で苦しみました。もちろん就職するまでは歯医者にも通ったことはめったにありませんでした。学生時代は、口臭にも悩みました。今考えれば、歯磨きをしっかりし、歯医者にも通っていれば、もっと学力が伸びたのではないかと後悔しております。本町児童生徒の虫歯の実態、この間の経年変化、推移を教えてくださいたいと思います。また、教育委員会の取り組みについて伺います。

就学援助制度では、児童生徒の歯科通院にかかる医療費が援助の対象となっています。しかし、医療費を保護者が一旦窓口で立てかえるとなると、そのことが重い負担となり、受診を控えるという事態を生み出します。本町において、就学援助制度利用の児童生徒で歯科通院における窓口負担はどうなっているか。また、制度の周知徹底はどうなっているかを伺います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、生活保護費の冬季加算減額による当別町での影響、これについてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり冬季加算は級地間格差がなく、道内一律と今回なりました。全体で減額になります。幸いにも、当別町は減額幅が最も低い、そういう状況であります。例えば4人世帯での一冬の支給額は、札幌市や江別市では今までの20万3,000円から24.7%減、15万2,950円となっていて、約5万円の減額になります。当別町では、16万4,700円から7.1%の減ということで、金額にすれば1万1,750円の減額。金額では15万2,950円になるのですけれども、こういったことで、ほかと比べますと、道内一律とはいえ減額幅が少ないということをまず申し上げます。また、非常に難しい計算がされているようですが、世帯人数によっても違いがありまして、2人暮らしの場合には逆に2,800円増額になっているというケースもあります。この冬期加算について、国に改善を求めるべきというご指摘ですが、今回の給付見直しというのは、今まで厚生労働省の社会保障審議会で4年をかけて消費実態あるいは物価の動向を勘案して、あらゆる観点で検討した結果というふうに私は理解しております。北海道の気候的特殊性、こういったものを配慮すべきという点も、これはもちろん全道的な規模の要望でありますので、道とも情報交換しながらこれから対応していきたいというふうに思っています。それから、特別基準の制度ということにも触れられましたけれども、この特別基準というのは……冬季加算の特別基準ですね。これは、障がいや障がいによって外出が困難、常時在宅せざるを得ない、在宅しなければならないという場合、もう一つは乳児が世帯内にいる場合というものが対象となります。この特別基準は、石狩振興局のケースワーカーという方がおられまして、そういう方が状況を詳細に把握した上で生活実態に応じて適用世帯というものを決定していく。言うなれば、原則申請によって適用されるものではないのです。町として、これからではどうするのかという、対応をどうするのかと、対応する施策を考えているのかというご質問ですが、この生活保護制度というのは、まずもってやはり国が責任を持って実施しているものでありますし、それを町が補う施策というよりは、むしろこういった経済情勢だとか生活の実態とか、こういったものを踏まえて制度の拡充について国に対してしっかり働きかけを行っていくということをするのが私たちの役割かなというふうに考えております。

次の水道料金の値下げということでのご質問ですけれども、まず初めに水道水の供給を企業団より受けるようになってから水道料金がどのように変わったのかというご質問ですけれども、平成25年度石狩西部広域水道企業団からの受水に伴って水道料金の改定が必要となりましたけれども、大幅な改定あるいは値上げにならないように、上水道高料金対策として一般会計からの繰り入れ、それから内部留保資金を活用するなどして、その供給単価をまず家事用では1立方メートル当たり216円を237円、9.7%のアップ、それから業務用では1立方メートル当たり291.6円だったのを328.7円と改定率アップが12.7%、全体でいいますと1立方メートル230円ぐらいのものを254円に改定率10%強、10.4%ということの料金の改定をしたところであります。これは、フルに、したがって町民からいただいているものではありません。今後どのようになるか、これについてはこの料金算定期間というのは一応6年となっていて、平成30年まで現行の料金体系となります。それ以降の料金につきましては、改めまして財政収支計画を作成した上で決定されるということになっていきます。ただ、鈴木議員から企業団の経営計画の見直しに当たって供給単価の引き下げを求めるべきではというご発議がありましたけれども、これは私も全く同感でありまして、やっていかなければいけないと思っております。現在企業団においても、実は経営計画の見直しということをやっております、供給単価の引き下げの可能性について協議はなされております。実際には単価の引き下げがなければ、平成31年度以降の料金の見直しには非常に大きな影響が出てきます。町が幾らでも出せばいいのですけれども、そうもいきませんので、そういう点では議員ご指摘の供給単価の引き下げということですね、企業団からの。これは、今まで以上に強力に要請をしていきたいというふうに考えております。

鳥獣被害対策ですけれども、当別町では北いしかり農協、辻野商店及び町が構成します当別町鳥獣被害対策協議会というのがありまして、議員からご質問にありました鳥獣被害防止総合対策事業、これも活用しながら、わなの購入だとか貸し出しとか、それから鳥獣の捕獲に対する報奨等、こういったものに取り組んできております。この鳥獣被害防止総合対策事業、これについて申し上げますと、鳥獣による農業、水産業等への被害の軽減を目的として国の交付金を活用しながら、道が実施している事業でして、市町村、農協等が協議会の実施主体として箱わな等の導入、それから進入防止柵の設置、鳥獣の捕獲活動、鳥獣の処理加工施設の整備等、こういった取り組みに補助をいただいております。例えば進入防止柵の設置では、自力で設置をするという場合には、資材費については予算の範囲内で全額補助というようなことも行われております。肝心なことは、議員ご指摘のとおり町内の農作物の被害額は、我々の地域は実は近年増加しております。したがって、進入防止柵の設置、こういった要望もたくさん来ているということは把握しております。資材費の全額が補助される、こういった補助事業への要望は、これは全国的にも物すごく多くて、どうも全面的には答えられていないようでありますけれども、今年度の国の補正予算に鳥獣害対策が計上されるという情報も今得ておりますので、こういった補助金の獲得

に向けて道との連携をしっかりと図りながら進めていきたいというふうに考えています。

道の駅建設の軟弱地盤改善の期間と開業時期についてのご心配のご質問ですが、これは9月議会の一般質問でも、あるいはまたこの間議員協議会でも議員の方にご説明をしたとおりでありますけれども、軟弱地盤対策、これは載荷盛り土ということをしかり組み込んで、作業工程には組み込んでやっておりますので、計画どおり進められると考えております。

あとまち・ひと・しごと創生総合戦略に絡んでの定住促進の加速化、それから町営住宅長寿命化計画との整合性ということのご質問ですが、これも議員ご指摘のとおり、地方創生総合戦略の一翼を担う定住人口の増大、それから移住、定住の促進は、これは当別町の総合的な住宅施策を積極的に具体化して加速していかなければいけない。これは、もう全く私も議員と同じように感じております。今後2040年までですが、人口2万人を達成するという目標を出しておりますけれども、これを目指して町営住宅の事業も、また当別町住宅マスタープランとあわせて総合戦略の一部としてしっかりとつなげてまいりたいと思っております。

具体的な末広団地の建てかえ計画の進捗状況ということにも触れられましたので、お答えしますと、活用計画では5年後の平成32年度以降に用途廃止と建てかえ、これを実施する予定で、今年度はその調査段階にあります。ただ、今年度はいろんな事情を勘案して老朽化の非常に激しいもみじ団地、これの用途廃止と移転を前倒しして事業の優先順位を変更して実施をいたしました。鈴木議員ご指摘の建てかえ事業については、今後は定住、移住の促進施策も十分に視野に入れ、そしてもう一つ民間活用も勘案するなど、最適な実施時期を見定めながら計画を進めていかなければというふうに思っています。それから、用途廃止と移転の対象となる方々への対応ということですが、今までも意向調査等、非常にきめ細かい打ち合わせに基づきまして親身に個々人のご相談に乗りながらやってきたと認識しておりますけれども、これと並行しまして移転先の修繕や改修、それから借り上げ住宅の確保等、早急な対応を進めて、そして今後とも今まで以上に個々の事情に丁寧に対応していくつもりであります。

以上で私から鈴木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の一般質問にお答えします。

最初に、給食における地元食材の利用についてのご質問ですが、地元食材の活用については、ただいま鈴木議員からも丁寧に質問していただきました。また、本年9月の第5回当別町議会定例会で渋谷議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。給食を生きた教材とする食育活動の観点からも、今後も地元食材の活用を進めていく考えでございます。

次に、当別町児童生徒の虫歯の実態についてのご質問ですが、北海道教育委員会が3年ごとに調査を行いまして、学校保健調査報告書として公表しております。そのデータによ

りますと、平成26年度の当別町の児童生徒の齲歯、虫歯ですが、1人当たりの本数は12歳生徒2.14本、6歳児童は0.11本になっております。その3年前の23年度の調査では、12歳生徒は2.24本、6歳児童は0.19本であったことから、児童生徒ともに1人当たりの虫歯の本数は減少傾向が見られます。教育委員会といたしましては、学校保健医あるいは北海道医療大の協力、指導を得ながらフッ化物洗口を小学校1年生から現在6年生まで実施しております。虫歯ゼロを目指して取り組んでいるところであります。鈴木議員の実体験に基づく歯の健康、歯の衛生の大切なお話をしていただきまして、ありがとうございました。

次に、就学支援制度利用時の治療費の歯科通院における窓口負担についてのご質問であります。学校保健安全法では医療費負担が困難な家庭の児童に対し学校で受けた健康診断などの結果、校長から治療の指示を受けた場合の医療費を助成する制度が設けられています。虫歯もこの医療費助成の対象となっていることから、受診前に医療券の発行を受け、受診の際に保険証とともに医療機関の窓口へ提示することで窓口負担はありません。また、この制度の周知徹底についてですが、ホームページへの掲載、学校を通じて全児童生徒にチラシの配付を行い、周知徹底を図っているところであります。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、1点目の生活保護の問題ですけれども、これは道新の11月23日の朝刊、読者投稿欄です。北広島市の医師が投稿した記事が載っておりました。それで、この医師によると、東日本大震災のときに高齢の被災者が多数肺炎で亡くなったと。これで、このお医者さんは被災地に大量の湯湯婆を提供するよう製造元に依頼したわけです。しかし、前例がないからというふうに拒否されたという事例があって、高齢者が冬期間、暖をとるということが、それと湿気が非常に大事だということで、北海道の特殊性というここを、先ほど町長が答弁されましたけれども、本当に道とタッグ組んで北海道の特殊性をしっかりと伝えて、4年かけて検討した結果ですけれども、しかしこれは急を要するというので力を入れて早急に取り組むべきだというふうに考えるけれども、再質問させていただきます。これは、生活保護にかかわってということですよ。よろしくお願いします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども今年度から採用された4年かけた新しい基準であるのでということをお答えしましたけれども、今おっしゃった鈴木議員のそういった情報は、確かに北海道という特殊事情というのはあると思いますので、当面は道あるいは市町村会、これとしっかりとタッグを組んで国へ訴えていく、そういったことは情報交換を密にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 前向きな回答ありがとうございます。

本当に豪雪地帯で生活保護世帯であっても、福祉除雪というのを依頼するとお金がかか

るということで、また団地のトイレですけれども、すき間風が吹き込んで水洗トイレの水が凍ると。ヒーターを入れなくてはならない。結構な電気代が発生するなど、これは当別町の特殊性というのもあると思いますから、先ほど町長が答弁されたように、本当に強力で頼むべきだというふうに思います。よろしくお願ひしたいなと思います。今のは質問ではありません。

それでは、2つ目の質問ということで再質問させていただきます。それは、定住促進計画の問題で、町長も同感だということで答えがありましたけれども、これは町長も言うておりましたけれども、いろんな方々と相談しなければならないと。アパートや下宿を営んでいる業者の方や不動産業者の方の声も聞かなくてはならないと。空き家の問題もあると。しかし、やっぱりこのまちづくりにおいて住環境の整備というのは核と言える課題ですから、そして長寿命化計画のこれを読ませていただきました。非常に背景と目的ということは総合戦略と本当に合致している点もありますので、目的を達成できるよう取り組みを早急に進めるべきだというふうに思います。さらに、このことについての答弁をお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、町営住宅の長寿命化計画、これは非常に重要なことで、計画そのものは10年間ということでやっておりますので、それそのものを根本的に見直すということよりも、むしろ29年から30年のちょうど中間地点になるわけですね、この総合計画。あれは25年から34年までを組んでいますので。ですから、こういった中間地点、その時期をめどに団地別の活用計画、どの団地をいつまでに改善して、そしてどの団地をいつ廃止するのかと。また、廃止した後、そこに新規に建設をするのかとか、こういった計画の実現可能性を見きわめて見直しをしていく。計画を立てたのだから、それはそのままだよということではなく、今から見直しを実施して、できれば総合計画にそれにつながるような、そういった対応をしていきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 最後の質問についての再質問をさせていただきます。

教育長に再質問でありますけれども、当別町は食育について随分力を入れて取り組まれているなというふうにインターネットなどで拝見しております。それで、これからのことですけれども、子どもたち、児童生徒が自分たちの食べている給食がどのようにつくられているのか知りたいとか、また自分たちでつくってみたい、そのような声が子どもたちの中から自発的に出てきてほしいものだなというふうに思います。そして、自分たちのつくった野菜が給食に出ると。私の体験でもありますけれども、大人になっても自分のこしらえたジャガイモ、こんな小さいジャガイモでも捨てるのはもったいなくて、油で揚げたりというようなことで活用するということがあるわけですけれども、子どもたちも自分たちのつくった野菜が給食に出てくると、農家の方々の苦勞を体験通してわかってくるというようなことでは非常に大事でないかなと。しかし、大人の側から押しつけるということは

効果が半減してしまいますから、子どもたちの中から自発的に出てくるというような、そういう働きかけが必要かなというふうに思っておりますが、教育長の考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 食育にかかわらず、みずから学習するということは大事なことです。それで、教員としては自分の指導の範囲の中で子どもたちを指導していくのですが、その指導の中で子どもがみずからやっているのだというふうに、ちょっと言葉悪いのですが、しむけるといいますか、導く、そういうようなことを授業の中で、恐らく鈴木議員も現職のころやられていたと思うのですが、そういったことを意識しながらやります。ですから、ふだんの指導の中で食育にかかわらず、教科全般を通してそういったことはやられております。特に食育に関してのご質問でしたので、食については、例えば地元の方をお招きして、地元の食材を使って調理をしながら、これはどういうふうにつくられてという、そういったような学習を、総合的な学習の時間ですとか、そういったものを設定してやっているというケースもありますし、体験学習というのを最近多く取り入れておりますので、その自然体験学習の中で地元の農家の方たちの作業を見学したり、そういったようなことを取り入れていることもありますので、鈴木議員のおっしゃっている自発的ということとはとても大事なことです。あらゆる機会を通じて子どもたちの自主性を育むような指導をしていきたいなと。先生方にもそういった指導を強めるようにということで働きかけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 最後に質問させていただきます。

学力の問題で点数が非常に大事なわけですがけれども、しかし学力の土台という点では健康で丈夫な体づくり、これが何より大事であって、保護者や地域、行政の果たす役割は大きいと思います。引き続きここにやっぱり力を入れて、そしてさらに前へ進めていくということで大切と考えるけれども、最後ですがけれども、教育長の考えを伺いたいなと。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 当別町教育委員会では、知育、徳育、体育ということで、その3つのバランスのとれた子どもたちをつくりたいなということで大きな目標として掲げていろんな教育活動をしているところです。知識だけあっても、それを使えなければ全く意味はない。使うときに大事なものは、鈴木議員おっしゃるとおり体、健康であります。ですから、ふだんの学習はもちろんですが、学習の中にも体育という大事な教科がありますので、その教科の中で体力増強を図っていくのはもちろんですが、例えば昼休みに子どもたち全員表に出して外で活動させるとか、学校独自にいろんな取り組みをしております。特に北海道の子どもたちの体力というのは、これも全国平均に比べると課題があると

いうふうにも言われておりますので、そういったところは一学校一実践というようなことで教育委員会も推奨しておりますので、体力が高まれば学力も高まる、学力が高まれば体力も高まる、そういう相乗効果がありますので、そこは両輪ということで位置づけて今後も学校の指導含めてしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

通告3番、稲村君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

稲村君。

○9番（稲村勝俊君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

T P P 交渉の大筋合意による協定発効、農協改革関連法、改正農地法などの町民、農業への影響、対応による当別町の農業政策ですが、議会はこれまで農協関係法制度の見直しに関する意見書、規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書、国会決議によるT P P 交渉を求める意見書など、農政に関する意見書、議会に対する請願を審議してきました。10月5日にT P P はアトランタ会合交渉で大筋合意をされ、これまでの意見書などの訴えは届かない結果となりました。今回の合意は、日本が合意のためなら譲歩を一手に引き受け、決着が目的化し、形をつくったとの解説もあります。T P P 参加12カ国で世界の国内総生産のG D P の4割を占める中、日米の経済規模は突出していますが、日米間の経済摩擦問題の解決には日米安全保障条約がはらんでくると指摘があります。アメリカは、各国との相互安全保障条約では、相互に軍事的に援助し合う関係ですが、日本は憲法により領土外での防衛を全てアメリカに依存しており、アメリカは日本の防衛に責任を持つが、日本はアメリカ防衛の責任から免れており、安全保障上の片務性という利益を享受し、同時に条約では経済協力条項が含まれており、アメリカでは防衛での貸しは経済で返される政治的解釈は当然とされ、安保と経済の相互関係になっております。日本政府は、国内政治問題として防衛費の大幅増額、アメリカなどの防衛費負担の実質的肩がわりは困難であるため、経済貿易面での譲歩によってその埋め合わせをせざるを得ないことが多く、防衛と経済の均衡的処理という選択肢の中で対応し、今後とも基本的に変化しそはありませぬ。貿易摩擦解決にとって農産物の自由化を実施し、農産物の輸入拡大が最も有効と強い圧力を受けていました。

TPP大筋合意は、全農林水産物の87%、米、牛肉、乳製品など聖域とされた重要5品目の30%で関税が撤廃され、米については現行の77万トンのWTOに追加し、アメリカに7万トン、オーストラリアに8,400トンの追加輸入枠を供与し、77万トン枠内にも6万トンのSBSの実質的なアメリカ枠を提供、アメリカは年約50万トンの対日輸出が補償され、さらに調製品、加工品は関税撤廃か削減をされます。2014年で6兆3,000億の農産物輸入枠の25.5%はアメリカで、TPP発効後はさらにふえ、食料のかなりの部分をアメリカに依存することになります。アメリカは、食料は武器と同じとする国家安全保障上の理由や外交政策上の理由で大統領が農産物輸出禁止を命ずることができる輸出管理法があり、アメリカの依存度が高い日本の食料確保はアメリカの外交政策と安全保障に依存しており、物量的依存だけでなく制度的にも充足をしています。TPP発効による充足度は、一層頑張ることになるとした指摘もされております。

国民主権を守る安全保障には、防衛、防災、防犯、食料、エネルギー、医療などの安全に豊かに安定的に暮らしていくための安全保障がありますが、TPPの推進により、より世界は多国籍企業、資本家の時代になり、国の安全保障は優先されません。食料の分野だけでなく、医療、薬品、保険、教育、地方自治、国家主権などの分野に影響があり、グローバリゼーションの弊害はアメリカでも貧困と格差の拡大があらわれているといえます。世界のグローバル化は、大航海時代、産業革命時代を経験し、現在はIT革命時代となりました。人、物、金が簡単に国境を越え、通過と金融を動かすグローバル資本が膨らんでいく一方で、国のさまざまな安全保障がゆがみ、崩れつつある状況の中の大筋合意ですが、日本政府は自動車での利益確保にこだわっていました。TPP域内での部品調達率50%以上でのTPPの関税撤廃の対象にならないとする原産地規制を受け入れたが、TPP域外の中国、タイなどの部品調達が多い日本車は条件クリアが難しく、またアメリカの普通自動車の2.5%の関税は15年後から削減を開始し、25年後に撤廃、大型車の25%の関税は29年間現状のままで30年後に撤廃するとした厳しい内容で、日本の最大のメリットの自動車の利益が原産地規制により受けられない可能性が高く、自動車での全面関税撤廃後の2.8兆円の利益試算はマイナス0.4兆円になり、農林水産物で1兆円、食品加工で1.5兆円の生産額の減少が生じるとの影響試算もあります。国会決議した守るべき国益とした項目を譲り、大幅譲歩して自動車の利益を失うとの解説もあります。農産物関税のみならず、軽自動車の税金1.5倍、日本の医療制度にかかわる自由診療の拡大、薬価の高低差の見直し、がん生命のがん保険非参入、全国2万局の郵便窓口での外資保険の保険販売、BSEの規制緩和、ポストハーベスト農薬など食品安全基準の緩和、国の主権にかかわるISDS条項への賛成などの非関税分野もTPP参加時にアメリカ有利のために対応し、参加後もTPPの概要には7年後、相手国の要請によって再協議ができる条項が盛り込まれ、関税撤廃の要求を受ける交渉や日米並行協議を進め、さらにアメリカ投資家の要求に日本の規制改革会議を通じて対処することも約束している。日本が期待するアメリカの自動車関税の撤廃を骨抜きにしてアメリカ農産物の実利を確保した合意を12カ国のTPPが頓挫して

も履行されるよう、参加国の85%のGDPを占める6カ国、実質的に日米2国でTPPを発効させ、残りの国は後で審査して順次追加していくという提案を日本が行い、この発効条件はアトランタ合意にも盛り込まれ、実質日米自由貿易協定とも言われています。

TPP協定の発効には参加各国の批准が必要で、最短でも2年を要しますが、アメリカを初め多くの国で合意内容に懸念があることが報道されています。食料を守ることは、国家安全保障のかなめで、アメリカでは農家の収入からコストを引き、最低限必要な水準を設定し、下回ったときには政府による補填が発動され、さらに農家の投資と増産を促し、輸出を振興しています。日本も農家保護の認識ではなく、安全保障費用として国民が応分の負担をする食料戦略が必要です。アメリカは、米の生産コストがタイやベトナムより大幅に高いのですけれども、60キロ4,000円程度の低価格で輸出し、農家には生産コストに見合う目標価格との差額を多い年は穀物産品だけで1兆円もの補助金を使って差額補填をし、増産と輸出振興を推進しています。アメリカは、競争力があるから輸出国になっているのではなく、コストは高くても自給は当たり前、いかに増産して世界をコントロールするかという徹底した食料戦略があつて輸出国になっています。片や日本の輸出補助金はゼロで、農業所得に占める補助金の割合も日本では平均15.6%ですが、EUでは95%が補助金で、国民の命、環境、国境を守っている産業を国民が支えるのは欧米では当たり前で、日本の農業が世界で最も保護がなく輸出補助金もない、関税も聖域と言われる高い関税が1割のほかは非常に低い関税で競争しています。農産物の平均関税率は11.7%でEUの半分で、食料自給率39%は先進国中最低で、世界最大の食品輸入国で海外に大きく依存しています。

農業基準の緩和が進み、さらに遺伝子組み換え作物の栽培は拡大し、世界で最も日本人が遺伝子組み換え食品を消費し、国内消費のトウモロコシ、大豆、菜種などの約85%で消費されています。例えば表示はありませんが、カップ麺のかなりの食材が遺伝子組み換え原料です。遺伝子組み換え食品の問題点は、食の安全を脅かし、生物の多様性を破壊する、種子を独占し、食料支配をもたらすなどですが、食料の海外依存には畜産のホルモン剤、食品添加物の国際基準化による規制緩和などさまざまリスクがあります。本定例会において8請願団体よりTPP交渉の大筋合意に関する請願書の請願理由の情報の開示や国民的議論が一切なされていないことを訴えています、重要なことだと考えます。

前段にネットなどの情報を一部分紹介いたしましたが、見方を変えると違った受け方もあり、共同通信の全国世論調査では大筋合意を肯定的に捉える回答は、道内では26.7%、全国で58%、大消費地の東京では64.5%に上ると報道されています。TPPにかかわる農業対策の予算措置にも消費者などの十分な合意形成が必要です。10年後の2025年には、道内の農業者は半減すると道立総合研究機構中央農試推計が公表されています。TPPの影響で中高年農業者が営農を断念し、青年農業者が将来を農業に託せなくなることもあり、農業者人口の減少が加速することも心配されます。以前北海道で試算されたTPP参加による影響は、農業生産額で4,931億円減少し、農家戸数は2万3,000戸減少、関連産業合計

では1兆5,846億の減少、雇用は11万2,000人減少、農水省の試算では食料自給率では40%から27%に低下すると試算しています。政府は、総合的なTPP関連政策大綱を示し、北海道も取り組もうとしています。対策予算がつけばそれでよいではなく、国内の農業の役割を明確にし、国民の食料自給を守っていく最終目的の国民合意が大切と考えます。当別町も大きな影響が想定され、対応について伺います。

次に、農業振興のための当別町農業10年ビジョンを進めています。TPPによって方向性が変わることはないと考えますが、これまで経験のない環境になることが想定されることから、将来的に期待のできる野菜の生産拡大についてですが、TPP交渉によって輸入の増加も予想されますが、今後土地利用型野菜栽培を確立することと産地直売に期待をし、道の駅などへの少量他品目野菜栽培の生産農家を育てることが急がれると考えます。また、多くの農業関連法も改正になりました。農家戸数は、これまで20年で半減し、これからは10年で半減の予想です。農地の集積等が農地の効率的利用になっているか。例えば現在も進めている大区画化や交換分合事業等も考えられますが、これらの対策等を含めた当別町農業10年ビジョンの進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

先ほどの山崎議員の質問趣旨と私とは余り変わりなく、答弁についても一定の理解をしましたが、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

なお、新聞の記事でフランス農業の紹介がされていました。2000年から農業経営数は減っているが、農地面積、経営者の平均年齢も変わらず、9割の経営は次世代に引き継がれています。効率的で生産コストが低い農業が構築されているのではなく、原産地呼称、地理的表示、伝統的特産品などの高品質保証政策、厳しい食品安全基準や動物福祉、環境保全基準とその適用がそれを可能にしています。伝統的食文化を保持する国民、消費者は、高品質で安全で環境に優しい方法で生産される国産農産物食品に絶対的な信頼を置いている。安価だけが取り柄の外国製品が取り入るすきはない。それが農業の持続的成長の原動力をなしている。

先ほどの一般質問で地産地消、あるいは学校給食の地場産の利用の提案もありました。日本では、米消費の減退がとまらず、成長部門とされる野菜、果物の消費も減っている。ふえるのは、外国頼みの小麦製品と肉ばかり。これを放置してどうして成長産業なのか。菓子パンをかじって朝食代替が進む中、農業の成長産業化は疑問。市場があり、消費がなければ、成長できるはずがないというふうに記事に載っておりました。私も農業生産者として安心、安全、信頼を得られる農産物をつくり続けることで農業の理解が得られ、食料自給の必要性、重要性が国民合意となり、持続できることを期待いたしまして、質問を終わります。

○副議長（島田裕司君） 稲村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 稲村議員の一般質問にお答えします。

当別町の農業政策についての質問というふうに捉えました。TPP大筋合意による当別

町の影響につきましては、25年の3月のときには道が即時撤廃を前提とした影響額の試算を公表したのを受けて、町でもその時点での影響額を試算しましたが、今回の大筋合意は品目により削減率や時期が異なる、それからセーフガードや為替変動などの要因が非常に複雑であるということで、現状では道は試算していないということでございまして、町のほうでも試算を今のところはしておりません。

ただ、先ほど山崎議員の質問にもお答えしたように、確実な対応策がとられなければ、あるいは講じられなければ、農業を基幹産業とするこの当別町の経済に非常に大きく影響してくることは必至でありますので、先般JA北いしかり、それから当別町商工会、石狩北部森林組合、辻野商店、それから改良区、当別、それから篠津中央、中新の3改良区、加えて当別町農民同盟の代表の方々の署名で大筋合意に関する要望を受けたことを踏まえ、町として国の的確な政策の実施を要請したいと考えております。

10年ビジョンの進捗状況につきましては、これも山崎議員のときにお答えをしましたけれども、11月2日に当別町農業10年ビジョン推進委員会を急遽開催して、それで掲げた目標を前倒して実現する決意を確認したところであります。先ほども申し上げたとおりです。中身を申し上げますと、具体的にはGPS等を活用した総合的なスマート農業システムの構築、それから道の駅開設も見据えた野菜や花卉の生産拡大、加えて2次加工や企業誘致も見据えたブランドの確立、さらには農作業受委託組織の設置、あるいはパート労働派遣体制の確立、また輸出も含めた販路拡大ということで、こういったことについて、これから関係機関が連携し、優先的に取り進めていくこと、これを確認いたしました。今後早急に具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今稲村議員からフランスの例等が紹介されましたけれども、ご多分に漏れず、日本を除く先進国はほとんどは農業国でございます。農業国というのは、単に農民が頑張って競争力が出ているのかということではなく、やはり政府のてこ入れが非常に大きな要素である、そういう状況でありますので、日本もこのTPPを一つの機に、政府と農民、農家、農業関連団体がしっかり構築をしていかないと、日本の自給率はますます減っていくということになるおそれがありますので、我々その最も近いところにいる町としては、できる限り皆さんと一緒に進めていきたいというふうに思っております。

以上で稲村議員のご質問に答えさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 以上で稲村君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告4番、渋谷君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） それでは、議長の許可がおりましたので、6番、渋谷ですが、質問させていただきます。私は、大きく分けて2つの点です。1つは、住民の命と健康を守るためにということです。1つは、町職員の職務専念義務の特例についての問題です。大きく分けて、この2つについて質問をしたいと思っております。

まず最初に、住民の命と健康を守るための一つであります、実は先日地域の住民の方から相談を受けまして、大変危険な状態になっていると、ぜひ見てほしいと、こういうお願いがされました。早速役場のほうというか町当局とも連絡とりまして、関係部局と連絡とりまして、その関係するところが当別川2級河川であるから、道の管理ということで、土木現業所、石狩総合振興局、こういったことに関係するということでしたので、私のほうでも道会議員の方の力も得ましてこの解決に当たったところでありまして。早速関係部局と、それから私、それから相談した当事者含めて現地を視察してまいりました。本当にびっくりしました。その河川敷地の土砂を削った業者、そのままの状態、実は掘った後を視察しましたら10メートル以上の高さでそれがそのままになっている。上から写真も撮りましたけれども、また下からも撮りましたけれども、本当にダムか沼か、大きなそういうたまりになっていて、崖も非常に傾斜が……70度くらいある傾斜と、こういう状態でした。直接の監督責任は、2級河川ですから道ですけれども、しかし万が一そこで子どもさんや地域の方が足を滑らせて、もしそこに落ちた場合に、本当に危険な状態が見ただけですぐ察知される、こういう状態でしたので、私は早速土現の関係者、それから町の関係担当部局含めて一緒に話し合いをしまして、何とか1回目の話し合いで即ロープを、危ないということで、危険だということでロープを張ったり、簡易な作業は幾つかやったのですが、しかしそれにしてもまだ幾つか、例えば道の許可を受けて砂利を採取しているというような、掲示板だとかそういうものは一切ない状況でしたから、2回目の交渉ではそういった問題も含めて具体的に河川法に基づいてやるべきことをやっていないという立場から幾つか指摘をしたら、土現のほうではそのとおりですと、急遽改善をしますということでその場で謝罪され、回答をされました。これは、町も含めて、私は町の直接の管理責任ではありませんけれども、しかし直接そこで万が一のとき被害を受けるのは町民の皆さんですから、これは町としてもやはりそういった危険な箇所については十分な目配りしなければならぬし、また必要によっては監督官庁とも連携しながら法的な手続にきちっと基づいた措置をさせるということが町としても必要ではないかというぐあいにも私も思ったわけですが、議員としても私自身もそういった面で十分事前に察知をできなかった不十分さというものも感じながら、しかし積極的に今後そういった意味でこういう危険な状態、それ以外にないかどうか。また、許可を受けている土砂の採掘業者が本当に1カ所、2カ所、3カ所終わったところをきちっと原状復旧しないで、次々と別の場所を変えてやっている。そういうことについて許可するところが妥当なのかどうかという問題も含めて指摘をして、非常に積極的に土現のほうとしては対応を、すぐ手を打ちたい、できるものについてはすぐ打ちたいと。また、業者の関係があるので、できるところはそれなりに時間をいただいて手を打っていきたいというお答えがありましたので、私はそういった意味で納得をしたところでございます。この解決に当たっては、担当部局の方たちにも大変ご苦労かけました。しかし、今後のことを考えてみたら、単に土砂の採取だけではなくて、あらゆる面で本当に町民の皆さんが安心して当別に住める、そういうことから目配りや気配り、それから

どういう状態がこの交渉を通して町としても反省点なのか、まず町民の命や健康を守る立場からその点のお答えについてひとつ町長の見解をお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

次に、命と健康を守る点ですが、特に昨今新聞やその他で、テレビでも報道されているように、認知症についての問題であります。少子高齢化社会、それも超高齢化社会を迎えてきている現在、この問題は単に医療機関や福祉関係者だけではなくて、その過程も含めて地域ぐるみの対策が本当に必要と思われる、このことについてはどなたも異議がないというぐあいに思います。そういった意味で、福祉全体、障がい全般のことについては、障害者基本法その他できちとうたわれて、町当局としてもそういった基本計画は出されておりますけれども、とりわけ最近の認知症対策について、その発症をおくらせていくいろんな取り組みだとかいろんなこともやられているというぐあいに聞いております。例えばあへあほ体操とか、福祉のほうで一生懸命やっております。うちの町内会でも、町内会の行事の中で来ていただいて、そういったことも福祉の関係の担当者からやっていただいて、大変いい運動だというぐあいに感じておりますが、そんなようにして認知症も発症……認知症自体はこれはある程度肉体的にも精神的にも避けることはできないと思いますけれども、発症をおくらせていくという点でのいろんな手だてがあるかと思えますし、私自身も最近物忘れが大変多くなってきております。いずれにしても、そういった部類にも近々入るのではないかなというぐあいに思いますけれども、しかしいずれにしてもこういった意味で町当局としても発症をおくらせるための取り組みや現在の対応策、こういったものについて対策をお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

次に、命と健康の問題で3つ目ですが、アスベストの問題です。これも新聞その他でよく出てくる問題です。例えば昭和40年、50年、ちょうど今建てかえの時期になっている建物について、民間の建物、官公の建物問わず、アスベストが非常に多く使われた時代でした。このアスベストについては、例えば吹きつけアスベストを使用した建物、この解体をする場合、あるいは改造する場合、補修する場合には法律的に大きな規制があります。大きく言って3つあります。1つは、大気汚染防止法の問題、それから石綿障害防災規制の問題、それから3つ目には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関してクリアしていかなければならない問題があります。私は、それだけ社会的に、一回吸って肺を痛めるとなかなか治らないと。生涯それを負っていくという状態もあって、大変健康の問題から社会的にも警鐘を乱打されているところでありますが、町は特に空き家対策の問題で、議会報告会でも空き家問題については何カ所かのところで意見が住民から出ておりましたけれども、平成26年の議会の中で町としては空き家、空き地対策について、その実態を26年度中に進めたいという答弁をしていたので、実態は恐らく把握されていると思いますが、私はその状況とあわせてアスベスト対策として、この古い建物についてアスベストを使用しているかどうか、こういった問題についてもあわせて調査をしていただきたいと思います。できれば、作業に従事する人や近隣住民への被害、そういったものをなくしていくという取り組みも

必要でないか。そういう立場から、ぜひ具体的に調べていただきたいと思うのですが、この点での調査の現況はどうなっているかということをお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

最後ですけれども、町職員の職務専念義務の特例、専念義務の免除というぐあいに言ってもいいかと思いますが、こういった問題についてお聞かせ願いたいと思います。前の議会定例会で私は、一般的に言えば職員のやる気を引き出すという観点から職員の自己啓発など休業に関する条例の活用状況、あるいは町職員の自主的な研修の参加についてとか、あるいは表彰規程がどういうぐあいに活用になっているのかとか、そういう点から幾つか何点か質問しました。今回は、職務専念義務の特例について規定されている部分がどうなっているのか。とりわけ公益法人等への派遣についてはどう条例、規制で、社会福祉法人当別町社会福祉協議会、それから当別町商工会、この2カ所については派遣は具体的に規定されておりますけれども、現在の派遣の状況、またこれ以外にも職員や他団体に派遣されたり、また職務専念義務の特例に該当したりしている実態があれば、ぜひお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

私の質問は、以上であります。ぜひご回答のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、当別川河川敷地の確認に関するご質問でございますが、私も渋谷議員からのご指摘を受けて聞いておりますが、ご指摘を受けて町の職員がこれを管轄している道の職員とともに問題となっていました弁華別の当別川河川敷地へ行き、議員にもご同席をいただいで現状の確認をしたと。その後、管理主体であります道の札幌建設管理部当別出張所に対して、その土地で行為を行っている事業者へ不十分な管理をまず是正させ、安全管理の徹底を指導するよう協議もし、確認をしていると。これについても、議員にはご同席をいただいたということをお報告を受けております。これから管理主体である道とともに、町としても現在行っている通常のパトロール等を継続しながら、こういった現場の監視には努めていかなければいけないと思っております。

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、町の管轄であるかどうか、あろうとなかろうと、町内全体の目配り、あるいは安全確認というのは町の役割でありますので、町として日ごろから努めているというふうには思っておりますけれども、とにかく当別町は面積も非常に広いので、これからぜひほかの議員の皆様方も、こういった安全上問題がある、そういった箇所にお気づきがありましたら、ぜひ渋谷議員がしてくださったようなご連絡をいただいで、解決に進めていきたいというふうに思っておりますので、この場をかりましてお願ひを申し上げます。

認知症の問題ですけれども、これも議員のおっしゃるとおり、認知症への地域ぐるみの取り組みが必要であるという認識は私も全く同感であります。ご質問のあった認知症にか

かわる現在の対応策ですけれども、この認知症というのは皆さんご承知のことですけれども、誰にでも起こり得る病気で、85歳以上では4人に1人がこの症状があるというふうに言われております。ご高齢の家族、それから周囲の人たちに認知症について正しく理解していただくことは大変そういう意味では重要でございます。そのために、北海道医療大学あるいは福祉関係団体と連携して、現在子どもから大人の高齢者まで幅広い世代の団体や地域を対象に、医療大学の先生とかケアマネジャーを講師として出向いて、いろんな団体のところに出向いて認知症サポーター養成講座というのを行って啓発に努めております。それから、介護する方やご家族が高齢者の変化にいち早く気づいて相談できるという、そういった窓口として地域包括支援センター、これを設置して、要介護認定申請あるいは生活支援などの介護サービス、これにつなげていっております。さらには、地域ケア会議、それから認知症ケア、医療介護連携専門部会、こういったもので認知症の進行状況に応じたケアの流れを示す認知症ケアパス、こういったものの冊子の作成にも今取り組んでおります。先ほど議員が例に出された、あへあほ体操ですか、これもその一つであります。一方、認知症で行方不明になった高齢者に対しては、当別町のSOSネットワークというものを設置して、警察と連携して速やかに保護活動をするように展開をしております。また、連携を高めるために行方不明者の捜索に当たっては、町内の多くの関係団体の協力を得て、昨年12月にはファクスでの伝達訓練、それからことしの10月には模擬訓練というのを行いまして、高齢者の命を守る体制づくりに努めております。今後もちろん地域ぐるみの対策というものを今まで以上に強化をしていくということを考えております。

空き家とアスベスト対策ですか、これに関するご質問ですけれども、まず空き家の実態調査については、空家特措法に基づいて建物の使用状況の調査は実施済みでありますけれども、内部のいわゆるアスベストが使用されているかどうかについては調査をしておりません。アスベスト対策について、これは基本的には建築物の所有者に義務がありまして、人体に有害な材料である飛散性アスベストの使用を把握するという義務がありまして、これは建築基準法などに定められております。それから、建築解体時に発生する、あるいは飛散するアスベストに関しては、所有者、それから建設業者、解体業者が作業員や近隣住民等への健康被害を防止しなければならないという義務もあります。大気汚染防止法や労働安全衛生規則などにその調査義務が定められておるのであります。したがって、一般住宅を初め民間所有の空き家や古い建築物のアスベスト調査、これを町が優先して実施するというふうには今のところ考えておりませんが、ただ空き家などの解体時に人体に有害なアスベストが飛散して町民の生命と健康が危険にさらされることのないよう、建設業者や解体業者への指導、これはもちろんですが、所有者へのなお一層の周知を進めてまいりたいと考えております。

次に、公益法人等への派遣状況へのご質問ですけれども、現在社会福祉協議会と商工会に対して職員の派遣は行っておりません。過去には、社会福祉協議会には平成14年から18年までに計3名、商工会には平成18年度から26年度まで計4名の職員を派遣した経緯があ

ります。

それから次に、職員の他の団体への派遣状況、それから職務に専念する義務の特例に該当している実態についてご説明しますと、まず他団体への派遣状況は現在全部で5名ですが、まず北海道経済産業局に1名、それから北海道庁に2名、石狩西部広域水道企業団に1名、北海道後期高齢者医療広域連合に1名となっております。

もう一つのご質問の職務に専念する義務の特例に該当している実態につきましては、先ほど述べました国や道などへの職員派遣や職員研修の実施が主なものであります。職員研修につきましては、北海道、それから北海道市長会、北海道町村会、こういったもので組織する北海道市町村職員研修センターが実施します研修参加が主になりますけれども、平成25年度は延べ76名、平成26年度は延べ63名、本年度は11月末現在ですけれども、延べ92名の職員が受講しております。ことは相当ふえております。それぞれの派遣先や、あるいは研修先においての交流から、いろんな人脈なり新たな視点が生まれるということで、これは議員もおっしゃっていましたが、職員個々の資質向上、能力開発につながりますので、今後の業務に非常に活かされてまいります。さらには、その周りにいるほかの職員への、うちの職場での、役場でのよい影響、よい刺激も与えます。したがって、これが組織全体の底上げにもつながってまいりますので、今後とも派遣職員や研修を強化していきたいというふうに考えております。

以上で渋谷議員への一般質問に対する答弁といたします。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 最初に、町だとか道だとか国だとかの部局管轄に関係なく、町民の命を暮らしを守るためにそういった危険な箇所やその他について積極的に対応していくと。議員についても一緒にやってほしいという町長の話です。大変私は心強いと思っています。そういう意味で積極的に危険だと思われる箇所があれば、ぜひ町のほうでもお言葉どおり頑張ってやっていただきたいというぐあいに思います。

再質問ですが、職員の職務専念義務の特例について、私は道庁にいたときは職務専念義務の免除というぐあいに言っていた記憶があるものですから、すぐそういうぐあいに専念義務の免除というぐあいに言ってしまうのですが、ここでは特例というぐあいに、特例に該当した場合には専念義務が免除されるという形だと思っておりますが、具体的なことでお伺いしたいと思うのです。先ほど5人の現在派遣の状況はわかりました。それから、現在社会福祉法人当別町社会福祉協議会、当別町商工会、現在は派遣されていないということもわかりました。公益社団法人当別町シルバー人材センターというところがあります。この、前は幹事でしたけれども、今度理事に選出されたのが当別町の職員であります。具体的には、五十嵐福祉部長がその理事に選任されております。これについては、職務専念義務の特例に当たるのかどうなのか。当然理事ですから、役員ですから、そのシルバー人材センターの大事な執行の責任を伴うということになれば、当然職員の専念義務との関係が出てくると私は思うのですが、その点について一つでも具体的に納得のいく答えをい

ただきたい、その1点であります。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 5分間、答弁調整のため休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時54分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

渋谷君に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 本件に関しましては専門的になりますので、総務部長のほうから回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（島田裕司君） 総務部長。

○総務部長（加賀谷定歳君） 渋谷議員の再質問ですけれども、シルバー人材センターへの理事として福祉部長がなっているのは、これは職務として理事になっておりますので、職務専念義務の特例ということではなくて、福祉部長本来の業務として行っているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 先ほども町長のほうから具体的に公益法人等……公益法人というのは公益社団法人ですから、シルバー人材センターも公益法人だというぐあいに私は理解するのですが、公益法人等への派遣については、具体的に事業所名が列記されているというぐあいに考えます。それ以外にそれに類する団体とかそれについてあれば、特別決裁を受けて町長の職務専念義務の特例に関する、どこどこに該当するというところで内部決裁をとっていなければ、私はならない事案だというぐあいに考えますし、とりわけそういう意味で職員がもし町長部局にそのことを知らせないで受けた場合どうなるのかだとか、その判断はやはり町のトップが、特に部長ですから、管理職も特別な管理職ですから、そういう意味でいえば一挙手一投足、あるいは職員専念の義務の特例についても、この決まっている条例で2カ所列記されているところとの違い等を含めて具体的にお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君の再々質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（加賀谷定歳君） 渋谷議員の再々質問にお答えいたします。

公益法人等への派遣の部分と理事の就任というのは、基本的には違います。公益法人の派遣については、社会福祉協議会と商工会ということで規定をしているところでございま

すが、今回シルバー人材センターについては職員の派遣ということではなくて、うちの職員が理事に就任をするということでございます。当然理事の就任に当たっては、町長の決裁をとっているところでございます。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

14日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 1時58分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第7回当別町議会定例会 第3日

平成27年12月14日（月曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
12番	市川正君	13番	高谷茂君
14番	島田裕司君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

5番 秋場信一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
子育て推進課長	森淳一君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君
教育部長	野村雅史君

管 理 課 長	山 崎 一 君
社会教育課長	小 出 真 二 君
代表監査委員	米 口 稔 君
教 育 委 員 長	白 井 応 隆 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

通告5番、石川君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

石川君。

○10番（石川和栄君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

最初に、訂正させていただきたいところがあります。皆様のお手元にあると思いますが、一般質問の通告一覧表に私の最初に質問します当江線バスの運行廃止についてですけれども、その箇所に民営バスなのですけれども、町営バスと書かれていますので、私のミスですので、そこをご理解していただきたいと思っております。

民営バス（当江線）運行廃止について質問させていただきます。高齢者を支える貴重な生活の足としての路線バスがなくなること、通院のために当江線を利用している高齢者の方々から窮状の訴えがあります。急激な高齢者や人口減少、事業の経営悪化など、地域公共交通をめぐる厳しさが増していることは十分感じていますが、江別市の病院に長年通

院している高齢者の方々から江別市に移住することしかないのではと悲痛な声があります。高齢になればなるほど、新しい環境への対応はしづらくなり、孤立化につながります。培ってきた人間関係やなじみのものに囲まれた安心感は大変大きいと思います。全国的に公共交通空白地域が発生しています。住民生活への影響が懸念されるため、市町村独自の輸送サービスを導入している自治体がふえています。例えばNPO法人や社会福祉法人と運営協議会を行い、連携し、障がい者や介護者に活用する福祉有償運送サービスとともに、高齢者が利用する個別有償運送サービスを提供しているところもあります。高齢者の生活支援の一環としてタクシー事業者がデマンドタクシーを立ち上げ、乗り合わせで住民の足になっている自治体もあります。また、地元住民で構成する運営協議会が主体で運転手は地域住民がボランティアで行い、高齢者の通院や買い物などの生活支援をしている有償運送サービスを活用しているところもあります。町として住民の意向を踏まえながら、高齢者が住みなれた場所で安心して通院し、生活のできる交通網の早期対応を考えます。町長のお考えをお聞かせください。

2つ目、婚活支援窓口の創設について。各自治体で晩婚化や未婚率の上昇に歯どめをかけるため、官民一体となって婚活支援サポート事業を開催しています。参加する男女はもちろん、親御さんにとっても行政が主催のところは安心感を持ち、カップル誕生の成果を上げる要因になっていると聞いています。参加者に行政への関心を深めてもらうことが大事と考えています。北海道も各振興局ごとに婚活支援協議会を創設することを検討すると聞いております。町として婚活支援窓口の開設をぜひしていただきたいというふうに考えております。町長のお考えをお聞かせください。

特定不妊治療に町独自の助成制度の創設について。体外受精及び顕微授精による特定不妊治療は保険適用外のため、子どもが欲しくても経済的に厳しく、治療を受けたくても受けられない夫婦もいます。また、当別町は不妊治療を受けられる医療機関がないため、交通費負担も重なっています。1回当たりの治療費45万円がかかるため、道が現在行っている不妊治療費の助成は1回15万円、または7万5,000円が上限であります。危機的状況にある人口減少に歯どめをかけるため、切れ目のない支援策として子どもを望む夫婦を経済的に支援する町独自の助成を考えます。町長のお考えをお聞かせください。

最後、総合体育館のトイレの洋式化について。公共施設は、災害時の避難場所であり、特に総合体育館は地元の児童から高齢者まで常に活用しています。また、イベント、スポーツなどの催しでは、石狩管内初め地方から大勢の人が参加し、利用しています。参加者の方々から洋式トイレが1つしかないため、大変な思いをしたとの声があります。現在は、どの家庭においても洋式トイレでの生活習慣になっているため、帰宅するまで我慢する子どももいると聞いています。また、高齢者にとって座ってすることしかできない人も多いと聞いています。健康促進のためにも、一日も早く全てを洋式トイレに改善すべきと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

以上4点、誠意あるご答弁よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

石川君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） では、石川議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、路線バスである当江線に関するご質問でございますが、本路線バスは当別町と江別市を結ぶ交通として現在有限会社下段モーターズが運行しておりまして、おっしゃるとおり町営ではなく民営のバスでございますけれども、大きく赤字を抱える路線でありまして、町と江別市と北海道がそれぞれ赤字補填として補助金を出して運営しているものであります。平成17年度をもって、それまで本路線を運行しておりました民間事業者が路線を廃止することとなり、この廃止の代替用として下段モーターズが事業を継承し、その代替運行も本年度で約10年を迎えることとなります。この代替運行に切りかえてからも利用者数は非常に低調でして、特にこの近年3カ年は急激に減少しておりまして、平成26年度の実績では当別町民の利用者は1日当たり10.8人、1便当たりでは1.3人しか利用していない状況であります。こういった状況の中で、運行主体であります下段モーターズの意向を受けて、路線廃止について今江別市と協議をしているところであります。町としては、当別町民の利用者も非常に少ないので、運行状況の改善もまた見込めないと判断せざるを得ませんので、路線継続は非常に難しいというふうに考えております。

あと議員がお話しされました有償運送サービスについてのご提案ですけれども、このサービスは私の理解では介助が必要な方、福祉の必要な方に限られたサービスであると私は理解しておりまして、この有償運送サービスが福祉関係サービスなので、これは一般利用者のバス路線の廃止を補完するものとしてはそぐわないのかなというふうに思っております。ただ、地域の公共交通の拡充というものは非常に大切な要素と考えておりますので、現在実施中の当別コミュニティバスですか、これの拡充策については住民の皆さんとこれから十分な議論を重ねて、新たな当別町としての公共交通のあり方というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

2番目の婚活支援に関するご質問ですけれども、現在町内の婚活支援については、商工会や農協の青年部、加えて町職員も参画した実行委員会で毎年婚活イベントを開催しております。その中には、実はお世話役という女性の方も参画しておりまして、サポート体制もとれているというふうに認識しております。参加者も毎年このところ定員数を超える参加がありまして、その中でカップルも成立してきています。ご承知のとおり、今年の夏の

夏至祭では、この婚活イベントで結ばれたカップルの結婚セレモニーも行われたということでもあります。これは、ご参考までに。議員ご指摘の婚活支援窓口の開設についてですが、私はこういった取り組みは、どちらかというとなんて民間主導で行ったほうが良いというふうに思っております。一方、農協など町内の団体でも本格的に相談体制を整備するという動きがまた別途出てきておりますので、そういった町内有志の方々に進めておられる婚活支援、こういったものの動きを町としてサポートしていくという体制で進めていきたいなと思っております。ただ、実は道が結婚サポートセンターというものを設置して、相談窓口を開設するという話も聞いておりますので、逆にその活用は皆さんに促していきたいなと。そういう点で、現時点で町として婚活支援窓口を開設することは現状では考えておりません。

3番目の特定不妊治療に町独自の助成制度の創設ということに関してのご質問ですが、これは道では国の補助を受けて一定の所得を超えない夫婦を対象に1回当たり15万円まで、それから1年目に3回受けられるのだそうです。それ以降は年に2回、通算で5年間で10回を上限ということで特定不妊治療費を助成しております。当別町では、これは議員もご承知だと思いますけれども、子ども・子育て支援事業計画をことし3月に策定したばかりなのです。この中で優先度の高い、安心して産み育てる新たな支援施策というものを盛り込まれておまして、まずはそれを実現することに傾注していきたいというふうに考えております。逆に、道で行う特定不妊治療助成事業、このことを知らない方もおられるようなので、町としてはまずはこの道の事業を使ってもらえるように皆さんに周知徹底するというところに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 石川議員の一般質問にお答えします。

総合体育館のトイレ洋式化についてのご質問ですが、現在男女各5基のトイレのうち洋式トイレは男女各1基設置されております。そのほかに障がい者用トイレにも設置されているところです。石川議員のご発議のとおり、トイレの洋式化は大変重要なことと認識しておりますので、教育委員会としては今後洋式トイレの拡充について進めてまいりたいというふうに思っております。また、総合体育館のほかにもトイレの洋式化を進めるべき教育施設もありますので、計画的に取り進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、石川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 石川君。

○10番（石川和栄君） 教育長初め町長、丁寧なご答弁ありがとうございました。私のほうから1番目にお話しさせていただきました当江線運行廃止の件で再度質問させていただきます。

町長のほうから今現在使っている町営のバスを延長させていきたいというご答弁をいた

できました。本当に政府のほうでも交通関連のデータや重要な政策テーマを分析し、交通政策白書を閣議で決定しました。高齢者や人口減少の進行で衰退が危ぶまれる地域公共交通について主に取り上げています。白書には、人口減少に伴う利用者の減少がサービスの低下や路線の廃止を招き、さらなる利用者減少につながり、負の連鎖に陥っていると指摘しています。国会で改正地域公共交通活性化再生法が成立しました。もうご存じだと思いますが。その中の白書のポイントの中に4点、本当に住民の目線になったことが書かれています。高齢化社会は、地域公共交通の市場の拡大の好期になる、そういうふうにつまえるか。また2つ目、利用者減がサービス低下や路線廃止につながり、さらなる利用者減を招く負の連鎖を断ち切ることができるか。3つ目、まちづくりと一体となった交通ネットワークづくりを進めることができるか。4つ目、観光客の利便性向上や地域間交流の活性化を期待することができるかという、この4点が本当にまちづくりの、特に当別の場合は平成29年開業予定の道の駅があります。今江別まで行く方が本当に数少ない。10人前後かなというぐらいの状況になっていますけれども、これからの道の駅観光、本当に大成功させるためにも、近隣の市町村とネットワークをつくりながら、やはりこういう高齢者はますますふえていきます。そして、今現実に江別市に通っている方たちの中でも、自分の運転できる年齢で通っている。いつ自家用車で通えるかどうか分からないような、そういう今時代になってきています。そういう意味でも、道の駅成功に求めていくためにも、やはりこの公共交通の拡大は本当にこれは大事なことだなというふうに思いますので、ぜひ今回の当江線が廃止ということを契機に住民が住みなれた当別で、また地方からも当別に車に乗らなくても公共交通を利用して、このようにして当別を訪ねることができたという、そういう魅力ある町をつくっていただきたい。また、高齢者にとって安心して住める町をつくっていきたいという思いでいっぱいです。今回2度目の質問ですけれども、要望という形で受けとめていただいて構わないと思いますので、どうか町民のためによりしくお願いいたします。

それと、3回目に質問したと思いますけれども、不妊治療の件です。これは、当別町自身、余りこういうことを国がやっていることを知らない、お子さんを望んでいるけれども、経済的に厳しいご夫婦がいるということも若干あります。ただ、正直言いまして出生率は年々下がってきています。そして、石狩管内見ただけでも出生率は本当に最低です。ほかの自治体と比べるのではなくして、当別町として出生率を上げるためにも、町独自のやはり助成というものを打ち出すことが一つのまた少子高齢化の解決方法になっていくのではないかなということもありますので、これも要望として上げておきます。

2点、質問させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

以上をもちまして石川君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告6番、佐藤君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

きょうは、まち・ひと・しごと総合戦略について、ふるさと納税について、そして役場からの情報発信についての大きく3点について質問をいたします。

まず、質問の前提として、私の考える当別町の未来像について簡単にご説明をさせていただきます。9月の一般質問で、9月1日時点の人口が1万7,041人と申し上げました。12月1日時点で1万6,962人となりました。いよいよ1万7,000人を下回ったのです。当別町が抱える人口減少という問題は、改めて説明するまでもありません。私たちができることを一歩前に踏み出して取り組むことが今何より大切だと考えています。9月に町が取りまとめた総合戦略に対する提言でも触れたとおり、人口減少対策のポイントは年少人口、労働人口の拡大によるバランスのよい人口構成を取り戻すことにあります。そのためには、教育を核としたまちづくりにより、子育て世帯の増加を図ることが当別町に最も適した方法だと考えています。当別町が子育て、教育の町としてふさわしい理由は、大きく3点あります。1つ目は、隣に人口190万人という大都市札幌があること。2つ目は、札幌の通勤圏でありながら豊かな自然に恵まれているということ。3つ目は、町内に幼小中高大と教育機関がそろっていること。これだけの条件を備えた町は全国的にもまれです。豊かな自然を生かして、たくましく生きる力を備えた子どもが育つ教育環境をつくることで大都市近郊の教育都市として当別町の未来は限りなく明るいものになると考えています。島根県が11月に東京都内で開催した島根Uターン、Iターンフェアには1日で647人が訪れ、中でも教育相談ブースの人气が高く、6月の一般質問でもご紹介した隠岐の島、隠岐島前高校への入学を目指す子の姿も多く見られたとのこと。どこに住むかの選択にどのような教育を受けられるかが影響を与える時代になっているのです。東日本大震災以降の人々の意識の変化に加え、地方移住を推進する国の政策の影響もあり、前向きな選択として

の地方移住が着実にふえてきています。この流れは、当別町にとって大きなチャンスです。このチャンスを生かすためには、一人一人の町民、一人一人の職員、一人一人の議員、その他町にかかわる全ての人々ができることを一歩前に踏み出して取り組むことが大切なのです。今当別町が活用できる大きなチャンスの一つが地方創生です。10月に策定したまち・ひと・しごと総合戦略をどれほど活用することができるのか。それによって、5年後、10年後の当別町の姿が変わってきます。

そこで、まず総合戦略について大きく4点質問をいたします。1点目は、数値目標と重要業績評価指標、いわゆるK P Iについてです。総合戦略の4つの基本目標にそれぞれ掲げられた数値目標は、町長が推進する4つの施策を通じて、2040年に人口2万人という長期目標を達成するために設定されたもので、K P Iは数値目標達成のために各プロジェクトの進捗を確認するツールであると考えています。そこで、数値目標とK P Iの位置づけについて、町長の認識をお伺いいたします。また、掲げられた数値目標は野心的なもので、達成はたやすいことではありません。数値目標達成のために2019年度までの5年間、全力で取り組む必要がありますが、町長の決意を改めてお聞かせください。

2点目は、総合戦略の推進管理と財源確保についてです。客観性、透明性を確保しつつ、効果的に総合戦略を推進するためには、K P Iの動向を中心に数値に基づいた検証を毎年行い、その結果を次年度の事業に反映させる必要があります。総合戦略の効果検証は、いつ、どのような資料に基づき、どのような手順で行う予定でしょうか。また、報道によれば、いわゆる新型交付金は1,080億円程度で、事業費の半額は地方自治体が負担することになる見込みです。厳しい財政状況の中、当別町の総合戦略を確実に進めるためには、財源の確保が不可欠です。総合戦略にかかわる財源確保は、どのように取り組まれる予定でしょうか。

3点目は、総合戦略の中の基本目標の4、未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成に関してです。総合戦略に掲げられた4つの基本目標の中でも、将来のために極めて重要でありながら、効果が数値などで見えづらいのがこの基本目標の4です。その中でも、子育て、教育にかかわる分野はその傾向が強いと考えていますので、この分野について何点かお伺いをいたします。先日公表された平成27年度全国学力・学習状況調査の結果は、当別町の小中学校の平均学力が全国平均、北海道平均を下回ることを示しています。小学校算数、理科には改善傾向が見られる一方、26年度調査と比べて10%の減少を目指していた階層の割合はかえって増加してしまいました。学力テストの結果は、教育成果のごく一部を切り取ったものにすぎないとしても、引き続き大きな課題であることに変わりはありません。小中一貫教育の導入は、この点についても有効な施策です。小中一貫教育を円滑に導入し、当別校の子どもの学ぶ意欲を高めるためには、教師が子どもと向き合える時間をいかに確保するかがポイントです。そこで、教職員の加配をさらに進める必要があると考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

また、新潟市教育委員会では、事務処理システムの導入、また学校事務の共同実施を導

入することで事務職員の負担を軽減し、教員が行っていた業務の一部を事務職員に移管することで、教員が子どもたちと向き合う時間を確保する取り組みが進められています。当別町でも学校事務の業務の効率化、事務職員の業務の拡大による教員の事務負担軽減を進める必要があると考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

次に、子育て世帯応援プロジェクトについてお伺いします。このプロジェクトには、子育て推進課、福祉課、建設課など複数の部局にまたがる横断的な取り組みが必要な事業が掲げられています。このプロジェクトを着実に進めるためには、各部局がそれぞれ担当するという曖昧な体制ではなく、責任を明確にする必要があると考えます。そして、子育て推進課または子育てを所管する部局が責任を持って取りまとめていくことが望ましいと考えています。そこで、2点お尋ねします。本プロジェクトの推進に責任を負うのはどの部局になるとお考えでしょうか。また、責任を負う部局には権限、人員配置などプロジェクト推進に必要な行政資源を適切に配分する必要がありますが、町長のお考えをお伺いします。また、5年間という限られた期間で成果を出すためには、早急に事業内容を具体化していく必要があります。今後いつまでにどのような手順で事業を具体化し、進めていく予定でしょうか。また、各事業について必要な財源確保のめどについてもお教えてください。

次に、具体的な施策について2点お伺いします。事業展開に記載されている二世帯住宅建設費の助成について、これはどのように取り組まれる予定でしょうか。また、もう一点、同じく事業展開に記載されているワークライフバランスの推進、これはどのように取り組まれる予定でしょうか。

次に、ふるさと納税について、大きく4点質問いたします。ふるさと納税は、自主財源に乏しい当別町にとって今後も極めて有望な制度です。この制度をいかに効果的に活用し切るのがポイントになります。ふるさと納税は、控除額の拡大の影響もあり全国的に大幅に増加し、当別町でも今年度順調に推移しています。しかし、今年度上半期の総務省の集計によれば、道内3つの自治体が前年同期比で大きく寄附額を減らすなど、自治体間の競争は激しくなってきました。現状に安住することなく、常に次の一手を考えていく必要があるのです。当別町の返礼品は農産物が多く、時期によっては品切れとなるものも多いため、さらなる返礼品の拡充が必要です。また、同時に寄附者の満足度を高めるための仕掛けもまだまだ工夫の余地があると考えています。そこで、1点お尋ねいたします。農産物を中心に返礼品の欠品が多くありますが、来年度はこれに対してどのように対応する予定でしょうか。

次に、ふるさと納税寄附金の使途についてお尋ねいたします。寄附金の使途については、現在寄附者に送付しているほか、ホームページにも掲載していると伺っています。このうちホームページでの掲載は、ふるさと納税のページから現在の寄附状況というところをクリックし、さらにその中にある実施した事業のご紹介という文字をクリックする必要があります。ここで掲載されているのは、PDFという書類が掲載されている形です。今年度上半期13億円の寄附金を集めた都城市、また12億円の寄附金を集めた天童市などでは、ホ

ホームページのわかりやすい場所に一目でわかるように使途を公開しています。当別町においても、ホームページの閲覧者、また寄附の希望者により見やすい形で寄附金の使途を公開してはいかがでしょうか。また、寄附金の使途を一定程度選択できる制度については、9月定例会の一般質問において今後寄附者から使い道に対して要望がふえてきて、これにより寄附がさらにふえてくる場合は使い道について検討していきたい旨のご答弁がありました。これに関して、ふるさと納税の主要なポータルサイトであるふるさとチョイスには、使い道でチョイスという項目があり、寄附金の使い道を切り口に寄附先を探することができる仕組みがあります。現在当別町は、使い道を登録していないので、この検索結果には表示されていません。寄附者から使い道の要望がない理由として、使い道で選びたい寄附者はそもそも当別町を選択していないという可能性も否定できません。寄附金獲得のための厳しい自治体間競争を勝ち抜くためにも、寄附者をふやす新たな切り口として使途の指定を選択できる仕組みを検討する価値があると考えています。そこで、2点お尋ねいたします。寄附金の使途指定については、メリット、デメリットをどのように評価されているのでしょうか。また、寄附者をふやす新たな切り口として、使途の指定を導入するお考えはないのでしょうか。

次に、寄附者の満足感を高めることができればリピートにつながり、そこから口コミでさらに寄附者が広がるなど、寄附の輪がどんどん広がっていきます。そこで、寄附者のリピートという点に関して2点お尋ねをいたします。過去に当別町に寄附をされた方のリピート状況は把握されていますでしょうか。把握されている場合、26年度寄附者のうち27年度に再び寄附をされた方は何%でしょうか。また、リピート率を高めるためには、現在どのような工夫をされていますでしょうか。

最後に、役場からの情報発信に関連して1点質問をいたします。町からの情報公開、情報発信については、6月定例会の一般質問に対して情報発信については極めて大切であると感じており、今後も必要があると思われるものについてはわかりやすく見やすい情報の発信に努めていく旨のご答弁をいただきました。先ほどのふるさと納税の質問でも指摘いたしました。町からの情報発信は行政を円滑に進めるために重要だと考えています。その中で、きょうは1点に絞って質問させていただきます。町の例規集については、今年度からホームページでの公開が始まりましたが、現在公開されているのは条例のみで、規則や要綱などまだ掲載されておられません。条例、規則、要綱などは行政運営の基本であり、町民に対しても発信をすることが必要だと考えています。今後規則や要綱をホームページに掲載する予定はありますでしょうか。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

佐藤君のただいまの質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員からたくさんのご質問とご提案をいただきましたので、もし答弁漏れがありましたらご指摘いただいて、後ほどまた答弁させていただきたいと思えます。

まず初めに、まち・ひと・しごと総合戦略に関するご質問ですけれども、数値目標については、戦略の基本的な施策ごとに総括した目標でありまして、重要業績評価指標、いわゆるKPIと言われているものについては、個別のプロジェクトごとに達成状況を確認するための指標であります。最終的には、基本施策ごとの数値目標が達成されることを目的としておりまして、そのための手段である各プロジェクトの進捗をKPIによって確認していくものであるという位置づけと私は理解しております。それ以上のものではないと。

それから、数値目標の達成については、佐藤議員ご指摘のとおり、達成がたやすいものと私も思っておりません。ただ、議員が野心的であるという表現をされましたけれども、私は必ずしもそれがフィットした表現ではないのではないかなと。要は、野心的という言葉には非常に多くの意味が含まれていますけれども、その中で意欲的などという意味がありますので、そういう点であるならば当たっているのかなとは思いますが、それ以外の意味には必ずしもフィットしていないかなと。それは、もちろんこの数値目標を全力でやっていくということで今積極的に進めていますけれども、いつもいつも私は申し上げており、この町にはほかの町にはない発展の可能性をふんだんに持った町であります。先ほど議員も豊かな自然がある教育の町にしたら、いろいろな提案をいただきましたけれども、それから札幌に近い。要は、大消費地に近い条件、いわゆる立地条件ですね。それから、JRという、いわゆるすばらしい公共交通がある。こんな町はそんな多くないのです。それから、国道337号の4車線化も完成し、また275という充実した交通アクセスがあるわけです。加えて、豊富な再生可能エネルギー、資源がある。それから、農業は高品質、多品種ではありますけれども、非常に強い農業がある。それから、人口が今でも増加しているスウェーデンヒルズ、あるいは優良田園住宅、こういったものもある。それから、教育の機関としては先ほどおっしゃったように幼小中高大まで、北海道医療大学、当別高校、こういったものもある。企業としては、ロイズという民間の非常にすばらしい企業がある。こういったことを考えますと、ほかの町にはない非常に大きな可能性を持った町であります。私が今推進するという4つの施策は、こういったことを、この町のポテンシャルをしっかりとベースとしてやれば、これをプラス要素に作用させれば、必ずや数値目標の達成は可能だと、こういうふうに私は思っております。ですから、決意はどうかと聞かれたら、強固なものを持っておるといふふうにお答えを申し上げます。

それから、総合戦略の推進管理についてのご質問ですが、これは実は毎年見直すことに一応なっているのです。政府からの要請もですね。ですから、各年度ごとに終了時点で、このプロジェクトの推進状況と、それに伴うKPIの状況というものを検証して、その検証結果を踏まえて、また今度環境の変化も加えて見直しが必要なものは見直していく。そして、翌年度の予算編成に反映させていくと、こういったスケジュールを予定しております。

それから、子育て世帯の応援プロジェクトを含めた総合戦略の各プロジェクトを実施するための財源確保の件ですが、議員ご指摘のとおり新型交付金も事業費の2分の1の交付になりますので、残りは自治体で確保しなければならないものです。ただ、やる気のある自治体には厚くという内閣府の基本的な考え方に期待を寄せておまして、新型交付金を少しでも多く獲得して、あらゆる手段を行使して獲得していこうと、努力していこうというふうに、これも決意をしております。現在、先ほど議員も触れられましたふるさと納税、非常に好調ですが、これも財源の一つですし、それから来年度からは導入予定されています企業版ふるさと納税ですか、これも我々の町の一助になるのかなというふうに期待をしております。

それから、もう一つ、財源については、この総合戦略を達成するには、公的資金だけに頼っていては、これは私は達成できるとは思っておりません。民間資金をいかに持ってくるか、あるいは集めるか、これも非常に重要な手段というふうに考えております。

それから、子育て応援プロジェクト推進にかかわる責任を負う部局ということについての私への質問ですが、プロジェクトの推進に当たっては物すごく取り組む事業範囲が広いのです。これは、一つの部局に全責任を負わせてと言っても不可能なぐらいに広い事業範囲であります。議員も子育て推進課、それから福祉課、建設課、こういったものが入っている。ただ、それに加えて総務課も商工課も全部入ってまして、横断的な連携をしていくことがこのプロジェクト推進には不可欠であります。ですから、やはり福祉部、いわゆる子育て推進課ですか、これが責任部局として関連部署と協議しながら推進していくのが現状ではベストかなというふうに私は考えております。

それから、権限、人員配置など、適切な配分が必要であるというご指摘ですが、これはもう私もまさにおっしゃるとおり非常に重要な必要性を感じております。総合戦略の全体的な推進を踏まえてのご提案というふうにこのところは私は解釈したのですが、適切な人員配置、もちろん財源の配分、そして組織の編成といったこと、これは今がベストというふうに考えておりません。十分配慮して、これから必要に応じて転換をしていくことがあり得ます。

それから、今後いつまでにどのような手順で事業を推進し、具体的に進めていくのかというご質問ですが、この総合戦略はご指摘のとおり、掲載された事業を一応5年という非常に限られた期間で成果を出していくものとなっております。事業計画については、来年度の第1・四半期を目標に計画を策定して、そして優先度の高いものから取り組みを

スタートさせていくということになります。現時点で、ではどの事業をいつまでにどのような手順でという、そういった詳細な計画までにまだ至っておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

財源確保は、先ほどご説明したとおりであります。それから、2世帯の住宅建設費の助成だとか、ワークライフバランスの推進への取り組みについて触れられましたが、これは両方とも先ほど申し上げたとおり、現段階では具体的な内容等をまだお示しできる状況にはありません。

次のふるさと納税に関するご質問についてですけれども、寄附者への記念品については、昨年度から今年度にかけて大幅に拡充してきました。このふるさと納税の寄附金が一気に急増したわけです。これは、昨年度からであって、十分なラインアップができていたとは言いがたいと思えます。今新たな記念品の拡充を常時続けておりますけれども、議員が先ほどご指摘された農産物の記念品については、実は出品数を3倍にふやしてきたのです。でも、非常に人気があって、なかなかふやしてもふやしてもすぐ欠品になってしまう、品切れになってしまう、こんなような状況になっております。私の友人ですとずっとやったださっている方が、当別のは本当にどれもらってもいいもので、悪いものがないというぐらいの評価を得ている。非常にありがたい評価を得ております。こういった急激なニーズの高まりのために、農協だとか農家さんと議論を重ねてきていますけれども、まだ出品することのメリットがこんなに大きいのだという、こういったことの感覚的なものもまだ浸透していない状況なのです。ですから、これから特に人気のある農産物の増産、出品数の拡充に向けて体制づくりを進めていかなければいけないというふうに思っております。もちろん農協、農家さんだけではなく商工会、それから事業をやっておられる加工業者ともいろいろと今協議をしております、これから品数の拡充を図ってまいらなければいけないと思っております。全道一の上士幌町なんかは60種類持っているというふうに言っておられますので、我々はまだその半分ぐらいですから、さらに努力するところがあるというふうに思っております。

それから、もう一つ、この件で寄附金の活用状況の公開についてですけれども、議員ご指摘のとおりホームページ上においてややわかりにくい状況になっておりますので、もう少し見やすい形での公開となるように工夫をいたします。

それから、使途の指定ですか、これについては実はことしの9月の定例議会で五十嵐議員からご質問が出てお答えをした時点から、実は状況の変化はないと判断をしております。使途指定のメリットとしては、寄附者の意向が反映できるということがありますがけれども、逆に指定いただいた場合は指定された使途以外には活用できなくなってきました。使途指定で新たな寄附者を獲得できるような仕組みあるいはそういう案件があれば、これは使途を指定するということをお考えたいと思っております。現時点では、町を創生、総合戦略を推進する上で優先度の高い事業にフレキシブルに活用ができるという意味では、使途指定よりはむしろフリーにいただいたほうがやりやすいのかなというふうに考えております。

それから、リピーターの獲得についてのご質問ですけれども、今年度は現時点で昨年度の3倍以上、約2万5,000件の寄附者がありまして、想定以上の件数を処理しております。レポート率については正確に確認ができる状況にはなっておりません。担当職員に聞きましたら、大体昨年度の寄附者のうち約3割ぐらいが……3割以上と言っていましたか、リピーターとしてやってくれているようなことでもあります。ただ、議員ご指摘のとおり、こういったデータは非常に重要なので、これから長く続けてもらわなければいけないので、しっかり管理できるようにシステムを導入していきたいと思っています。そして、最終的に寄附のレポートというものは、記念品に対する評価というふうに思いますので、今後とも記念品のブラッシュアップを行っていくこと、そしてレポート率をいかに高めていくか、これを向上させることが最も重要だというふうに考えております。

情報発信についての件ですけれども、町の規則や要綱のホームページの掲載予定ということですが、佐藤議員のご発議のとおり、条例については既に町のホームページで公開していますけれども、規則や訓令についてはホームページの公開にまだ至っておりません。規則につきましては、ホームページ上の掲載に向けて今準備作業中であります。ただ、訓令につきましては、制定内容が期限的なもの、あるいは住民に直接影響のないもの、規則の制定に伴って制定したものなどがありますので、内部について調整を図って掲載したいと思っています。全てを掲載するのではなくてですね。いずれにしても、おおよそ今年度末を目標に準備が整ったものから順次ホームページに掲載をしてみたいというふうに思っております

以上で私からの答弁は控えさせていただきますけれども、もし答弁漏れがありましたら後ほどまたご指摘を下さい。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の一般質問にお答えします。

最初に教職員の加配についてのご質問ですが、現在当別町の小中学校には13名の先生方が国の予算によって加配措置されております。議員ご指摘のとおり、小中一貫教育を導入するに当たっては、例えば教科指導等、加配措置が必要なことは言うまでもありません。私としては、国の加配制度の活用をこれまで以上に図っていきたく強く思うところでもあります。また、町予算での加配措置も人事や財政部局と協議しているところでもあります。なお、小中一貫教育の円滑な実施のための加配措置につきましては、北海道町村教育委員会連合会が毎年北海道教育委員会に提出する文教施策要望、これに当別町の意見として提出しているところです。国においても議論されておりますので、来年4月の小中一貫教育制度施行時には何らかの措置がされるものというふうに期待しているところです。

次に、学校事務の業務効率化と事務職員の業務拡大による教員の事務負担軽減についてのご質問ですが、学校事務職員は各小中学校に原則1人ずつ配置されているほか、当別小学校には1名が加配措置されております。当別町としては、学校事務の円滑な実施

と教員の事務負担軽減、これは教員が子どもたちと向き合う時間を確保すると、そういう意味でございますが、そういったことを目的に町独自の予算により事務嘱託員5人を雇用し、各小中学校に配置しているところです。引き続きこのような支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、今後の対応になりますが、効率的な校務処理を進めるものとして、北海道教育委員会が平成24年度から導入した北海道公立学校校務支援システムがあります。既に管内の幾つかの自治体でも導入されておりまして、一定の成果も報告されておりますが、継続的に経費がかかることもありまして、当別町ではまだ導入に至っておりません。このシステムの導入を引き続き教育委員会としては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 町長、教育長からのご答弁ありがとうございました。また、つい欲張ってしまって質問が多岐にわたりまして大変申しわけございません。何点かだけ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、これは再質問ではございませんけれども、数値目標の野心的なところでは私も意欲的という意味で使わせていただいておりますので、もし表現が適切でなければ説明させていただきます。

では、ここは再質問ではございませんので、総合戦略の推進管理の部分について、まず再質問をさせていただきます。予算の確保の部分について、やる気のある自治体については国からも手厚く補助をされるということで、これは少しでも多くとっていきたいというふうに町長ご答弁をいただきました。この部分については、少しでも多くの国の予算をとっていくためには、恐らく国の動向というのを積極的に捉えていく必要があるのではないかと考えております。その中で、最近特に地方自治体からも注目をされてきていますのが霞が関、中央省庁に対する職員の派遣であります。中央省庁に職員を派遣させることは、人的な負担、また予算的な負担も伴いますけれども、1年間、2年間、これから国のエリートになる方々とともに机を並べて仕事をすることで、非常に強固な人的ネットワークを形成することができます。実際道庁等、他の自治体でもそのネットワークを生かした行政というのが行われているというふうに聞いております。当別町においても、例えば若手職員を霞が関の中央省庁に出向させるなどに手段をとって情報の収集をすることも検討する必要があるのではないかと考えておりますけれども、町長のご意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 私も佐藤議員の考え方に全く同感であります。これまで道庁や道内にある国の出先機関への派遣にとどまっていたけれども、中央省庁の動向をやっばりいち早くキャッチして、そして人的ネットワークを構築していく、そのためにも議員ご提案の町職員の中央省庁への派遣ということがもしできるのであれば、前向きに検討して

いきたいと考えております。

それから、中央省庁の情報を、中央の情報といいますか、これを迅速に得るという点で各省庁はもとより、民間の情勢に精通した人材を、逆に町が連絡調整員として委託、設置していくということもあわせて考えていきたいなと思っております

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。霞が関への派遣については、私も派遣された職員というのを多く知っておりますけれども、非常に効果が高いものですし、その職員だけでなく、町にとっても効果の高いものと考えておりますので、ぜひ積極的にご検討いただきたいと考えております。

それでは、次に移らせていただきます。小中一貫教育の推進プロジェクトに関してですが、まず教職員の加配のところにつきましては、国の制度もさらに活用できる見込みとのことですが、町単独での加配についてもここはぜひより強力に教育委員会としても進めていただければというふうに考えております。

そして、質問は事務職員の部分ですが、校務支援システムによる業務の効率化とともに、事務職員の権限を現在教員が行っている業務の中で事務職員が行えるものについては事務職員のほうに移管をする形で先生方の負担を少しでも減らしていくという方法も検討をしていく必要があると思っておりますけれども、事務職員の業務の拡大という点についてはご検討される予定はございますでしょうか。この点をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 教員が実際に行っている事務がどの程度のものであるかと。私も詳細には押さえておりませんが、成績にかかわることはもちろん事務職員にはやらせられませんので、そういったところは事務職員というわけにはいきませんが、例えばお金を徴収するとか、そういったようなところについては、現在もう既に事務職員がやっている部分もあるので、教員がみずから手を下さないでもできるような形でやっていくということはもう既に取り組んでおりますので、事務職員の業務内容と、それから教職員の事務内容を精査して、それはやっていくという方向で現在動いておりますので、それは今後も変わらずに続けていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） この点については、最初にご紹介しました、例えば新潟市の教育委員会の事例と、全国各地でさまざまな先進的な事例見えておりますので、ぜひ当別町の現状と照らし合わせて可能な範囲で積極的に検討していただければと考えております。

それから、次に進ませていただきます。子育て世帯応援プロジェクトに関しては、プロジェクトの推進に責任を負う部局については非常に幅広い部局が絡むものですから、一つにわたることは非常に困難というのは承知をいたしました。その中でも、例えば現在であれば子育て推進課が責任部局として動いていくというふうなご答弁いただきましたので、

ぜひ積極的に動いていただければというふうに思いますし、町長にももちろん人員的、また予算的な面でその部分についてはしっかりとバックアップをしていただければと思います。この点については、要望ということで結構です。

次に、2世帯住宅の建設促進の助成に関するところですが、現在具体策はないということでございましたけれども、これについては新聞報道でもされていますので、ご存じの方も多いかと思いますけれども、石狩市では中古住宅の購入、改修に際して補助金を出すという形で、市内の空き家の解消と転入の増加という形で成果を出しているというふうに聞いております。2世帯住宅の建設費の助成、今後検討されるということですが、これについては新築に限らず、中古住宅の購入や改修も対象にすることはお考えでしょうか、この点お願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） この点も子育て世帯応援プロジェクトを推進していくに当たって非常に有効な手段だというふうに考えておりますので、参考とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。これ以外にも、恐らくこれも全国でさまざまな事例あると思いますので、ぜひさまざまな情報を収集して、当別町らしい2世帯住宅の建設費の助成という仕組みを検討していただければと思います。

次に、ワークライフバランスの推進の部分ですが、ここもご提案というか参考情報になるかもしれないのですが、実は東レ経営研究所のダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長で渥美由喜さんという方がいらっしゃいまして、この方が企業別の合計特殊出生率に当たる企業子宝率、言葉はこなれていないのですが、企業子宝率という言葉が提唱されています。これ企業版の合計特殊出生率でして、その企業が子育てをしながら働き続けられる企業かどうかというのを示す一つの指標というふうに言われております。町としてワークライフバランスの推進に当たっては、例えばまず町が町の企業子宝率を算出するのですとか、また町内の企業でも算出を行うなど、町全体で子育て世帯を応援するような意識の醸成につながるという効果も期待されるのではないかと考えております。この企業子宝率について、ぜひ今後のワークライフバランスの具体的施策の中で活用を検討していただきたいと考えておりますけれども、町長のお考えをお伺いできればと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） この企業子宝率の活用ということですが、このワークライフバランスですか、これの推進の一つの手段として非常に興味あるものであります。これは、たしか福井県かどこかで行われた事例だったと思いますけれども、こういった他の自治体の先進的な取り組みというものは大いに参考にしていかなければいけないので、参考にした上で当別町らしいそういったワークライフバランス推進を進めていきたいというふうに思っております。ある意味で非常に貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに感

謝を申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。今町長ご答弁いただいたとおり、福井県ですとか都道府県単位ではたしか4つ、5つぐらいでしたでしょうか、既に採用されているところがあるそうですので、まずは検討かなということだと思えますけれども、ご検討いただければと思います。

それでは、また先に進ませていただきます。ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税の返礼品の決定に関して、現在農協ですとか商工会、またその他加工業者含めて検討されているということでしたけれども、ふるさと納税、この制度上どうしても11月、12月、冬の寄附額が全国的にも多いというふう聞いております。その中で、当別町がこの時期に欠品が多いというのは、かなり取り逃がしといたしますか、本来であれば寄附をいただけるであろう方を逃してしまっている可能性があると思えますので、ぜひ冬場の欠品をなくすための方策というのを検討していただきたいと思えます。この冬場の点の対策についてお考えのところありましたら、改めてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、この11月、12月は最後の追い込みで、今私も去年やっていただいて、まだしていただいていない方のところを回っている状況でございます。最後の駆け込みお願いは何っております。

おっしゃるとおり、どうしても農産物になりますとシーズン物なので、中には来年のいつということをご了解してくださる方もおりますけれども、冬場対策というのは非常に重要だと思っております。そういう点では、決して農産品だけではなくて、例えば今食べるものではなくて、家具だとか、それからこれからまた新たに、ここにおられて非常に特殊なものをつくっておられる方を今お願いしております。それを記念品として設定できるようなことも、今うちの職員がお話をさせていただいております。なかなか産業がたくさんある町ではありませんので、どうしても農産品が中心になるのですけれども、ロイズ社も非常に大きな貢献をしてくれておりますし、そういった冬のときの対策というものを常時頭に入れて、これからふやしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。この点は、本当に11月、12月というのはふるさと納税にとって大きな時期になりますので、ぜひよろしくお願いたします。

恐らくこの部分と、あと用途の選択のメリット、デメリットの部分若干関連すると私考えておりますけれども、当別町は先ほど町長おっしゃったとおり、それほど多くの加工品があるわけでもありませんし、農業中心になりますと、なかなか返礼品の数を一気に拡大していくというのは非常に難しいところだと思えます。その中で、現在の返礼品を少しずつ拡大をしていきながら、しっかりと寄附者の方の数をどんどん、どんどんふや

していく。私は、そのための一つの方法として用途の指定というのがあるのではないかと
いうふうに考えております。これは、あくまでもご紹介といたしますか、一つの例ですけれ
ども、広島県に神石高原町という町がございまして、実は今年度犬の殺処分を減らすため
の、ゼロにするための施設をつくりますというのに絞ったふるさと納税というのを受けて
おります。きのう調べた時点、ふるさとチョイスというシステムを使って集めているので
すけれども、1億7,687万8,949円の寄附を集めておりました。実は、この町、昨年度は7,
862万円、その前の年は162万円ということで、ふるさと納税の拡大の中に合わせてふえて
きているところはありますけれども、用途を明確にすることによって、かえってそこに理
解を示す方々の寄附を集めてくるというのも一つの例になるのではないかと考えておりま
す。また、もう一つの例としては、よくふるさと納税というのは都市部はマイナスばかり
になるという話ありますけれども、この中でも東京の墨田区というのも、ご存じかもしれ
ませんが、かなりふるさと納税に力を入れているところでして、ここは葛飾北斎の
美術館をつくるということで、今年度今7,000万円以上集めておりました、昨年度も7,400
万円集めております。これは、昨年度から葛飾北斎に使うということで集め始めておりま
して、その前はたった716万円でした。こういうふうに用途を限定することによって、そ
の用途に共感をして選んでいただけるという方が出てくる可能性というのはかなり多く隠
れているのではないかなというふうに考えております。ですので、メリット、デメリット
の中で先ほど当然用途を指定することによって使い勝手が悪くなるといった面、これは十
分承知をしておりますけれども、その点だけではなく、寄附をする方の裾野を広げるため
にも用途の指定という可能性があるのではないかとこのように考えております。その点に
ついて、町長のお考えをもう一度お聞かせいただければと思います。よろしくお願いた
します。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今議員がおっしゃったようないろんな例はあるというのは私たち
も認識しております。ただ、実はふるさと納税サイトの運営会社というのがありまして、
彼らの統計によりますと、この用途を指定している場合でも……というか、この用途のサ
イトを見る人全体の中で全国で1%という記録もありまして、それからまたその中で今度
実際の寄附に至ると、見た人の10%が用途を指定してやっているという、こんなようなこ
ともありますので、どちらかという寄附者の方の大半がむしろどういふものがもらえる
かということにより興味があるのかな、要は記念品を充実させることのほうが恐らくよ
り獲得がしやすいのかなと。指定のほうも、今おっしゃったようなのは、きっとほかに余
り案件がなくて、これというものがあるのだと思うのです。当別の場合は、あれもこれも、
あれもこれもみんな欲しいものですから、そういう点ではフリーに使えるということのほ
うが恐らく今我々にとってはありがたいかなと、そんなふうに捉えております。指定する
ことが何ら、その指定することによってふえるのであれば、そういう手法は今後考えない
ということではないのですけれども、今我々が捉えている現状はそういう状況にあります

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。恐らく用途の指定をされることにメリットを感じられる方の数が全体的な割合の中でいえば少ないというのは、恐らく今町長がご答弁いただいたとおりだと思います。

同時に、私考えておりますのは、やはり各自治体の競争が厳しくなっていく中で単純な商品の魅力だけではなくて、それに対してどれだけ付加価値をつけていけるかということがこれからのふるさと納税の大きいポイントになっていくと思いますので、この部分については私もまだまだいろいろと勉強はしていきたいと思いますが、ぜひ町のほうにおいても商品の魅力、さらにそれに加えて当別の魅力ですとか、寄附した方に対してどれだけ社会貢献的な満足度を与えられるか、そういったところについてもぜひ検討を進めていただければと思います。最後の点については、要望という形ですので、答弁は結構でございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時より会議を開きます。

本日はまことにご苦労さまでございました。

（午前11時21分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第7回当別町議会定例会 第4日

平成27年12月15日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第4号)

開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 総務文教常任委員会報告(道内所管事務調査)
 - 第 3 産業厚生常任委員会報告(道内所管事務調査)
 - 第 4 議案第 2号 平成27年度当別町一般会計補正予算(第4号)
 - 第 5 議案第 3号 平成27年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 第 6 議案第 4号 平成27年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 第 7 議案第 5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
 - 第 8 議案第 6号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
 - 第 9 議案第 7号 当別町税条例等の一部を改正する条例制定について
 - 第10 議案第 8号 当別町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について
 - 第11 議案第 9号 当別町文化財調査審議会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第12 議案第10号 し尿等処理事務の委託に関する協議について
 - 第13 議案第11号 当別町の一般廃棄物の処理及び野犬の掃とう事務の委託に関する規約の変更の協議について
 - 第14 陳情継続審査の件
- 閉 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
12番	市川正君	13番	高谷茂君
14番	島田裕司君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

5番 秋場信一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
税務課長	加藤慎也君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
プロジェクト推進参事	三上晶君
広報秘書課長	大畑裕貴君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課参事	乗木裕君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
子育て推進課長	森淳一君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君

建設水道部長	堤	和	弘	君
建設課長	高	松	悟	志
教育部長	野	村	雅	史
社会教育課長	小	出	真	二
代表監査委員	米	口		稔
教育委員長	白	井	応	隆
教育長	本	庄	幸	賢

事務局職員出席者

事務局長	滝	本	隆	志
次長	佐	々	木	由
主幹	小	川	義	則
係長	浦	島		卓

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員会委員長から平成27年度道内所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

総務文教常任委員会は、平成27年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

- 1、日程、平成27年10月5日、6日（1泊2日）。
- 2、研修地、オホーツク管内津別町、根室管内中標津町。
- 3、研修項目、1つ、木質バイオマスの推進について。

「津別町」では、平成19年に廃棄物及び森林バイオマスの資源循環を目指す「津別町バイオマスタウン構想」を策定し、供給面で木質ペレット製造施設の整備、需要面でのペレットボイラー・ペレットストーブの導入を促進させ、地域一体となって取り組みを実施したとの説明を受け、意見交換を交え、あわせて木質ペレット製造施設の視察を行い研修し

た。

研修項目、2つ目、小中一貫教育について。

「中標津町」では、「中標津町立計根別学園」において、小中学校を統合させるまでの問題点や保護者への対応、平成27年4月に開校し半年経過後の児童・生徒の状況や運営、並びにここまでの問題点などの説明を受け、意見交換を交え、あわせて校舎内の視察を行い研修した。

4、出席者、総務文教常任委員会委員及び議長7名、随員職員4名、計11名。

以上、本委員会の報告とする。

平成27年12月15日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） これで総務文教常任委員会報告を終了いたします。

復命書は、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、産業厚生常任委員会報告を行います。

産業厚生常任委員会委員長から平成27年度道内所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告書。

産業厚生常任委員会は、平成27年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、1、日程、平成27年10月21日から10月22日（1泊2日）。

2、研修地、上川管内南富良野町、当麻町、比布町。

3、研修項目、（1）、乳幼児等医療費助成制度及び木質バイオマス・雪氷エネルギーの福祉施設等への活用について。

「南富良野町」では、すこやか医療費助成制度の仕組みや改正内容等について説明を受け、またあわせて、木質バイオマスピンチップ製造工程に雪氷エネルギーを利用した木質ピンチップ乾燥施設・雪氷乾燥システムの視察を行い、それを活用する福祉施設の説明も受け、意見交換を交え研修した。

（2）、公営住宅の再編と林産業の再生について。

「当麻町」では、当麻町産木材の利活用による林産業の活性化と定住促進の取り組みとして、公営住宅の市街地への集約と民活型手法の買い取り方式や、住宅建設への地場産木材の活用等について説明を受け、意見交換を交え、あわせて公営住宅ニュータウン団地の視察を行い研修した。

(3)、子育て応援の取り組みについて。

「比布町」では、子育て支援策として、子ども医療費助成、分譲地取得に対する助成、中学生を対象とした「君の夢プロジェクト」等の各種施策について説明を受け、意見交換を交え、あわせて第2次ふれあいタウンびっぴ分譲地の視察を行い研修した。

4、出席者、産業厚生常任委員会委員6名、随員職員4名、計10名。

以上、本委員会の報告とする。

平成27年12月15日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） これで産業厚生常任委員会報告を終了いたします。

復命書は、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出とも2億9,676万2,000円を増額し、その総額を103億7,145万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、減債基金への積立金1億7,799万6,000円、障害福祉サービス給付費5,395万2,000円、国民健康保険特別会計への繰出金2,903万5,000円、ふとみ保育所業務委託1,546万4,000円、（仮称）当別町道の駅用地購入費1,444万円などを増額し、北海道後期高齢者医療広域連合負担金1,512万7,000円などを減額するもので、この財源としたしましては地方交付税2億773万3,000円、国庫支出金4,706万4,000円、道支出金4,171万4,000円、諸収入1,425万1,000円などを増額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「異議あり。討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の声がございました。

質疑を省略し、討論に移ることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより質疑を省略し、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の意見を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可がありましたので、反対の討論を行います。日本共産党の鈴木岩夫でございます。反対理由を述べさせていただきます。

議案第2号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第4号）には、いわゆるマイナンバー制度関連の予算が計上されています。いわゆるマイナンバー制度番号法は、厳重管理が必要な個人のプライバシーを扱う仕組みなのに、始動した途端にトラブル続きです。番号を通知するカードの輸送が大幅におくれたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、国民の不信は募るばかりです。政府は、11月に配布完了としていたのに、12月半ばを過ぎても完了していません。受取人不在で手渡せないケースも続発し、自治体は対応に頭を悩ませています。受取人不在が数百万単位で発生することも当初から指摘されていたことです。住民票を変えずに特別養護老人ホームで生活する高齢者、家庭内暴力から避難している人などへの手だても本人任せです。認知症などでマイナンバーをしっかりと管理できない人への対応の仕方も不明確で、医療、介護、福祉の現場は苦悩を深めています。

北海道新聞の12月3日付記事、マイナンバー悩む介護現場、国のルールづくりにおくれ、個人番号管理方法はどうするのか、書類コピー禁止。マイナンバー法は、民間業者が顧客の個人番号を集めたりコピーしたりすることを禁じています。一人一人の生活状況を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を一律に送りつける。政府の乱暴なやり方が問われます。住民全員への番号通知が終わるめどもないのに、1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人番号カードを交付する計画です。身分証明以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報漏れるリスクが極めて高いカードです。また、国による住民監視の強化など、制度の仕組み自体についても懸念は拭えません。このまま来年1月からの本格運用に突き進むのは余りにも危険です。

よって、いわゆるマイナンバー制度の関連の予算が計上されている議案第2号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第4号）には反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第 5、議案第 3 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第 3 号 平成27年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに154万7,000円を増額し、その総額を27億2,298万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1 ページから 2 ページに記載の「第 1 表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、諸支出金1,459万円などを増額し、前年度繰り上げ充用金1,352万5,000円を減額するもので、この財源としたしましては繰入金2,903万5,000円を増額し、療養給付費交付金2,734万6,000円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第 6、議案第 4 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第 4 号 平成27年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに868万6,000円を増額し、その総額を 2 億802万8,000円と

いたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金868万6,000円を増額し、この財源といたしましては後期高齢者医療保険料555万9,000円、繰越金338万9,000円を増額し、繰入金26万2,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、平成28年1月1日より国民健康保険及び介護保険の手続にかかわる申請書の記載事項に個人番号を加える必要があることから、当別町国民健康保険税条例及び当別町介護保険条例において所要の改正を行うため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「異議あり。討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 討論の声がありました。

質疑を打ち切り、討論に入ることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより質疑を省略し、討論を行います。
まず、本案に対する反対の意見を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可がありましたので、反対の討論を行います。
先ほど補正予算で述べたとおり、マイナンバー関連の条例制定ということで反対をいたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、以上で討論を終わります。

本案につきましては、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、税、社会保障、災害対策に関連する個人情報は個人番号を利用することになり、庁内における業務システム間の情報連携が制限されることから、同法に規定する条例を定め、庁内関係部局及び庁内関係機関との情報連携を可能とし、税、社会保障、災害対策に関連する業務システムを利用可能とするため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「異議あり。討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を省略し、討論を行うことでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、討論に入ります。

本案に対する反対の意見を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議案第6号、この議案についても先ほど補正予算のところでも申し上げたとおり、マイナンバーに係る条例制定ということで反対であります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案につきましては採決を行います。

採決は、さきと同じように起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第7号 当別町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の改正により、申請による換価猶予等が新たに創設されたこと、また地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町民税等の手続にかかわる申請書の記載事項に変更が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「異議あり。討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑を打ち切り、討論に入ります。

本案に対する反対者の発言を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可がありましたので、反対の討論を行います。

議案第7号についても、マイナンバー関連の条例制定ということで、反対であります。反対理由は、補正予算のところで述べたものと同じであります。

よって、この議案第7号には反対であります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案についても採決を行います。

採決は、起立によって行います。

ただいま提案された本案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第8号 当別町文化財保護条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

文化財区分の名称等を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第9号 当別町文化財調査審議会条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

委員の人数規定の見直し等を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議案第10号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第10号 し尿等処理事務の委託に関する協議につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町のし尿等の処理事務を札幌市へ委託することから、石狩市、当別町及び札幌市し尿等処理事務の委託に関する規約を定めるため、地方自治法第252条の14第1項の規定により協議するため、同法同条第3項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第10号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第13、議案第11号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第11号 当別町の一般廃棄物の処理及び野犬の掃とう事務の委託に関する規約の変更の協議につきまして、提案の説明を申し上げます。

現在当別町のし尿等の処理事務を委託している北石狩衛生センターのし尿処理施設の廃止に伴い、当別町の一般廃棄物の処理及び野犬の掃とう事務の委託に関する規約を変更するため、地方自治法第252条の14第2項の規定により協議するため、同法同条第3項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎陳情継続審査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第14、陳情継続審査の件についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会より閉会中の陳情継続審査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
本日の会議を閉じます。

平成27年第7回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時38分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員